JA DISCLOSURE

ディスクロージャー誌

2023

ＪＡ八王子

目　　次

ごあいさつ…… 1
経営方針…… 2
金融商品の勧誘方針…… 5
事業の概況…… 7
社会的責任と貢献活動…… 11
リスク管理の状況…… 13
自己資本の状況…… 16
事業のご案内…… 17
各種手数料…… 23
貸借対照表…… 26
損益計算書…… 28
注記表…… 30
剰余金処分計算書…… 52
部門別損益計算書…… 53
財務諸表の正確性等にかかる確認…… 55
会計監査人の監査…… 55
損益の状況…… 56
直近の２事業年度における事業の状況を示す指標…… 57
　信用事業…… 59
　共済事業…… 70
　経済事業…… 72
経営諸指標…… 75
自己資本の充実の状況…… 76
役員等の報酬体系…… 89
当組合の組織…… 90
沿革・歩み…… 93

JA TOKYO DISCLOSURE

2023

『信頼され、未来へ続く東京農業』について
組合員・地域のみなさまに
理解が深まることを願って

ＪＡのディスクロージャーとは

　ディスクロージャー（Disclosure）とは、「企業の業績や財務内容などの公開」のことです。
財務状況や経営内容はどうなのか、どんな商品があるのか、といった情報を公開することで企業の透明性を高め、利用者からの信頼を維持・向上することを目的としています。
　ＪＡも、経営情報などの開示を通じて経営の透明性を高める観点などから、ディスクロージャーが求められています。
　ＪＡは、貯金などの信用事業、保障などの共済事業や営農指導・販売、購買などの各事業を行っており、各事業が相互に補完しサービスを総合的に提供する事業体です。
　また、ＪＡは組合員（一般の株式会社での株主に相当）により組織され、組合員が運営・利用するという協同組織です。
　一般の会社では、高収益・高配当を目的としていますが、ＪＡは各事業を通じて組合員・地域のみなさまへの貢献を第一に考え大切にしております。

　そのため、大都市のＪＡとして安心・安全な野菜などを食卓へ届けるのはもちろん、災害時の避難場所としての農地の提供など様々なかたちで組合員・地域のみなさまとつながり、生活に貢献していくことが大切であると考えています。

　みなさまから貯金等を通じお預かりしている大切な資産につきましては、当然、健全で安定した経営を心がけるとともに経営内容を公開し、組合員・地域のみなさまに信頼を得ていくことが大切です。

　私たちは、組合員・地域のみなさまの経済・生活・文化の発展に貢献していくことが重要だと考えます。
　このディスクロージャー誌を通じて、ＪＡ八王子へのご理解が一層深まることを願っています。

＊ 本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。
＊ 本冊子については、ＪＡ八王子の決算期（令和4年4月1日～令和5年3月31日）の情報について掲載しております。
＊ 記載した金額は、表示単位未満を切り捨てのうえ表示しております。したがって、合計数値と合致しない場合がありますのでご留意ください。
＊ 金額については、0円の場合は「―」、表示未満の端数がある場合は「0」で表示しております。

ごあいさつ

令和4年度の日本経済は、ロシアのウクライナ侵攻等による原材料価格の上昇や円安による輸入物価の上昇が国内物価を上昇させ、家計・企業の活動に影響を与えました。一方、令和4年3月に新型コロナウイルスに対する「まん延防止等重点措置」が全て解除されて以降、ウィズコロナの下で消費と設備投資が前期比プラスで推移するなど、緩やかに持ち直した年でありました。

農業を取り巻く環境は、8月に東北地方や北陸地方を襲った豪雨災害またエネルギー価格の上昇、肥料や飼料等の価格高騰と依然として厳しい状況にあり、これらが農業経営にも影響を及ぼしました。また、国民が必要とし消費する食料は、できるだけその国で生産するという「国消国産」の考え方を提唱し、JAグループとして国民の意識醸成に継続的に取り組んだ年でありました。

このような状況の中、当組合では、3ヵ年計画・農業振興計画「組合員・ＪＡ・地域が紡ぐ知恵と創造と協同の輪」を策定し、「持続可能な東京農業の確立」・「持続可能な組織基盤の確立」・「不断の自己改革の実践を支えるＪＡ経営基盤の確立」・「都民と「食」「農」「ＪＡ」が織り成す地域社会の実現」という4つの基本方針の下、取り組みを行うとともに、キャッチフレーズである「地域に一生懸命」を実践してまいりました。

当ＪＡでは自己改革に関する基本目標として、農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化を掲げています。

農業者の世代交代による担い手不足、農産物の消費・流通構造の急激な変化、高齢化・人口減少による地域社会の疲弊等の厳しい環境変化のなか、基本目標を達成するため、今まで以上の創意工夫により、積極的に新たな事業展開に取り組んでおります。

具体的には、農産物直売所を起点とした地域農畜産物の多様な販売支援や生産コスト削減に向けた取り組み、加工品開発支援、営農支援事業等を重点実施事項に掲げ実践することとしています。

主要な事業活動において、指導事業につきましては、ＴＡＣによる出向く体制をコロナ禍の中で可能な範囲で継続し、生産者ニーズに応じた支援を行ってまいりました。また、小学校等給食への食材提供として八王子産米の供給を行い、都市農業の理解促進・食農教育の促進に取り組んでまいりました。

購買事業につきましては、農業者の所得増大・生産コスト削減を目的として、農業資材等の競合店価格調査や仕入業者の選定・交渉、予約購買・早期一括仕入等を行い競争力強化に取り組み、購買品供給高は計画達成致しました。

販売事業につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮した中、直売所を中心としたイベントと、野菜ソムリエによる販促活動を可能な範囲で行い、移動直売車「旬菜号」による販売を強化して、新鮮で安全・安心な農産物の安定供給と地産地消の向上に努めましたが、販売品取扱高は計画達成には至りませんでした。

信用事業につきましては、経営基盤の強化を図り、利用者満足度の向上と後継者等との関係構築・強化、地域社会への貢献と地域から信頼され選ばれる金融機関を目指した事業展開を図り、住宅ローンセンターの専門性を発揮した相談に取り組み、「夢によりぞう住宅ローン　トリプルアシスト」や「農業サポートローン」を取り扱いましたが、貯金、貸出金ともに計画達成には至りませんでした。

共済事業につきましては、ＪＡ共済の事業理念「相互扶助」を念頭に置き、利用者満足度の向上を第一に考え、「ひと・いえ・くるま」のバランスの取れた普及推進活動の強化と、近年の集中豪雨・台風・地震等の自然災害への備えに向けた普及推進活動を通じて、地域社会づくりに貢献できるよう取り組みましたが計画達成には至りませんでした。

また、令和4年度は経営基盤の強化を目的として、店舗再編を実施致しました。長年に亘り地域の皆様にご利用いただきました経済センター元八王子店を経済センター川口店へ、加住支店を大和田支店へ、恩美支店を元八王子支店へ、浅川支店を横山支店へ統合させていただきました。

以上の通り、各事業活動の展開および事業管理費の削減に努めた結果、令和4年度当期剰余金につきましては、年度計画を上回る実績を挙げることができました。

これも偏に組合員並びに利用者皆様方のご理解とご協力のおかげと深く感謝申し上げます。

八王子市農業協同組合

代表理事組合長　田中　和敏

経営方針

経営理念

ＪＡ八王子は、皆さまに「豊かさ」と「うるおい」と「安心」を、地域社会には「社会文化」と「生活経済」と「ふれあい」を、職員には「やりがい」と「働きがい」を、それぞれ提供することを基本方針として３つのことをめざしております。

１．ＪＡ八王子は、協同と相互扶助の精神を貫き、組合員に水準の高いサービスと技術を提供することによって、“貢献”することをめざします。

２．ＪＡ八王子は、人と自然・環境との調和をはかり、食文化と経済活動を基本として地域社会との“共存共栄”をめざします。

３．ＪＡ八王子は、組合員及び職員の生きがい、やりがい、働きがいに通じる“ヴィジョン実現型”の経営を推進することをめざします。

ＪＡ八王子は以上のことを基本に、【地域に一生懸命】をキャチフレーズに掲げ、地域に密着した事業を展開し、皆さまの「期待と信頼」に応えるよう努力してまいります。

JA八王子3ヵ年計画・農業振興計画

JA八王子は令和4年度から、八王子の農業における課題やJAを取り巻く情勢等を踏まえ、これまで取り組んできた自己改革の継続性・定着性を前提に、JA八王子3ヵ年計画・農業振興計画「組合員・JA・地域が紡ぐ 知恵と創造と協同の輪」を策定、実践しております。

「持続可能な東京農業の確立」・「持続可能な組織基盤の確立」・「不断の自己改革の実践を支えるJA経営基盤の確立」・「都民と「食」「農」「JA」が織り成す地域社会の実現」の4つの基本方針を基軸とし、持続可能な東京農業と豊かでくらしやすい地域社会の実現に向けて取り組んでおります。

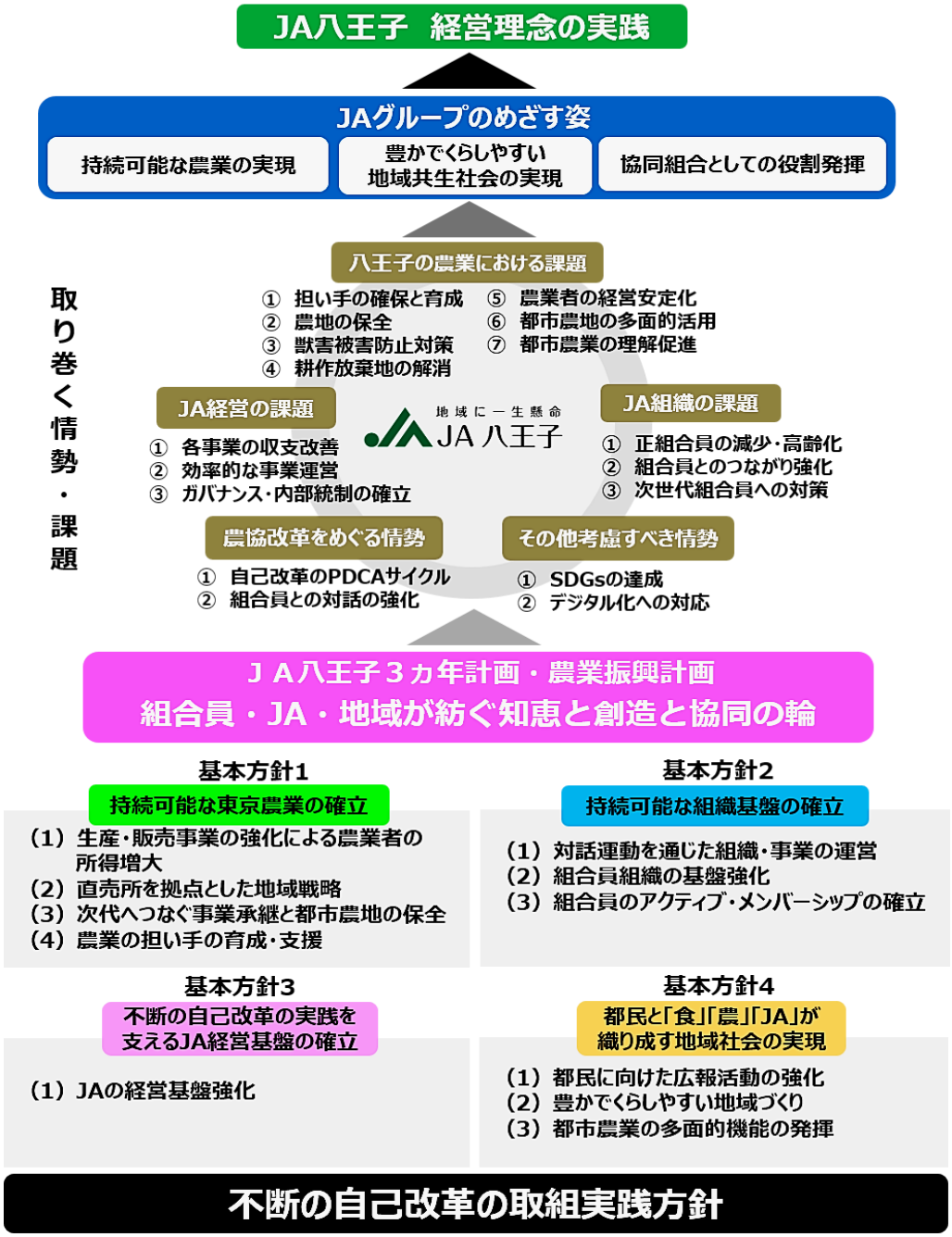

農業者の所得増大・農業生産の拡大

認定農業者・部会員に対する生産資材価格の優遇

中核的担い手や多様な担い手を対象に、生産資材5品目を特別価格で販売いたしました。令和4年度目標1,300袋に対し、1,773袋のご購入をいただき、1袋あたり385円の生産コスト軽減に努めました。

農作物獣害被害防止対策補助制度による支援

野生動物による野菜や果実等の農作物被害拡大を防止するため、獣害防除用資機材設置費用の25%を補助する施策を実施いたしました。
（令和4年度予算80万円　実績799,737円）

地域の活性化

農業振興の応援団の拡大

生産者による学童農園での指導や親子収穫体験、准組合員農業ふれあい活動等を実施いたしました。管内農業振興の応援団拡大を目指し、目標450人に対しまして、延べ651人にご参加いただきました。

経営基盤の確立・強化

成長戦略

◆農業融資への積極的な取り組みによる農業者支援

組合員を対象とした金利負担のない農業サポートローンを販売いたしました。金融部門職員と経済部門職員の連携強化を図り、商品認知度の拡大に努め、目標額を大きく上回る実行件数、実行額を挙績することが出来ました。

効率化戦略

◆利便性を考慮した金融店舗の再構築

低金利環境の長期化やJAを取り巻く急激な環境変化に対応しながら、安定経営を維持し、組織運営を継続するために店舗再編を行いました。今後も地域貢献を行う組織を目指し、店舗の再構築を進めてまいります。

対話・意思反映

正組合員全戸訪問活動の実施による対話運動の実施

年間2回（7月・1月）正組合員全戸訪問を行い。総面談件数は5,366件となりました。7月の正組合員全戸訪問活動におきまして、「JA自己改革に関するアンケート」を実施し、ご意見・ご要望をいただきました。各事業に反映できるように努めてまいります。

各種会議体等を活用した対話の実施

認定農業者94経営体へ常勤役員による対話運動を実施いたしました。営農に関する要望やJA事業へのご意見をいただきました。JA運営と自己改革の実践に活かしてまいります。

准組合員リーフレットを活用したアンケート調査の実施

准組合員リーフレットを配当金通知書に同封し、都市農業やJAに対する認識について准組合員アンケートを実施いたしました。
回答総数146件（うち書面92件、インターネット54件）

金融商品の勧誘方針

当ＪＡは、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等にかかる勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1．組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2．組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3．不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4．電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5．組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6．販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

個人情報保護方針

八王子市農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1．関連法令等の遵守
当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。
個人情報とは、保護法第２条第１項、第２項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。
また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。
特定個人情報とは、番号利用法第２条第８項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2．利用目的
当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。
ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。
利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3．適正取得
当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4．安全管理措置
当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。
なお、個人データとは、保護法第16条第３項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第１項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5．仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い
当組合は、仮名加工情報（保護法第２条第５項）及び匿名加工情報（保護法第２条第６項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6．第三者提供の制限
当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。
また、当組合は、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7．機微（センシティブ）情報の取り扱い
当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8．開示・訂正・利用停止等
当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。
保有個人データとは、保護法第16条第４項に規定するデータをいいます。

9．苦情窓口
当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

１０．継続的改善
当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

八王子市農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組みます。

あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（以下、「政府指針」という。）」等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨みます。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運営等）

1．　当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。
　また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

2．　当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力との決別）

3．　当組合は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

4．　当組合は、反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

5．　当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

※1　反社会的勢力とは、平成19年6月に政府が公表した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に記載される集団または個人を指します。

※2　反社会的勢力等とは、上記反社会的勢力のほか暴力団との関係が認められない反社会性を有する集団または個人（凍結口座名義人等の犯罪集団への関与が疑われる者、資産凍結等経済制裁措置対象者等）を指します。

金融円滑化にかかる基本的方針

八王子市農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

1．　当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性及び事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。

2．　当組合は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的且つきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。
　また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。

3．　当組合は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明及び情報提供を適切且つ十分に行うように努めてまいります。
　また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的且つ丁寧に説明するよう努めます。

4．　当組合は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。

5．　当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ＡＤＲ手続の実施依頼の確認又は地域経済活性化支援機構若しくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等及び中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
　また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6．　当組合は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

事業の概況

令和４年度は、３ヵ年計画・農業振興計画「組合員・JA・地域が紡ぐ 知恵と創造と協同の輪」の初年度であり、キャッチフレーズである「地域に一生懸命」を実践して「持続可能な東京農業の確立」・「持続可能な組織基盤の確立」・「不断の自己改革の実践を支えるJA経営基盤の確立」・「都民と「食」「農」「JA」が織り成す地域社会の実現」という基本方針の下取り組みを行い、当期剰余金につきましては、年度計画を上回る実績を挙げることができました。

①指導事業

ＴＡＣによる出向く体制をコロナ禍の中で可能な範囲で継続し、生産者ニーズに応じた支援を行ってまいりました。また、小学校等給食への食材提供として八王子産米の供給を行い、都市農業の理解促進・食農教育の促進に取り組んでまいりました。

②信用事業

◇貯金

経営基盤の強化を図り、利用者満足度の向上と後継者等との関係構築・強化、地域社会への貢献と地域から信頼され選ばれる金融機関を目指した事業展開を図りました。貯金は1,953億5,461万円（計画対比98.9%）となりました。

単位：億円

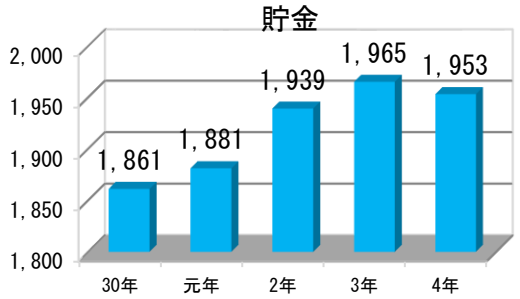

◇貸出金

住宅ローンセンターの専門性を発揮した相談に取り組み、「夢によりぞう住宅ローン」「トリプルアシスト」や「農業サポートローン」を取り扱いました。貸出金は460億1,684万円（計画対比95.7%）となりました。

単位：億円

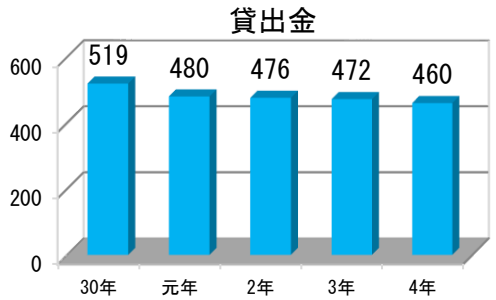

③共済事業

ＪＡ共済の事業理念「相互扶助」を念頭に置き、利用者満足度の向上を第一に考え、「ひと・いえ・くるま」のバランスの取れた普及推進活動の強化と、近年の集中豪雨・台風・地震等の自然災害への備えに向けた普及推進活動を通じて、地域社会づくりに貢献できるよう取り組みました。

単位：億円

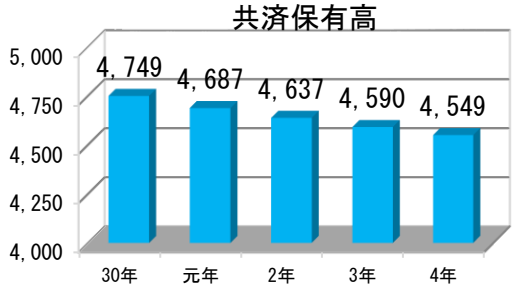

④購買事業

単位：百万円

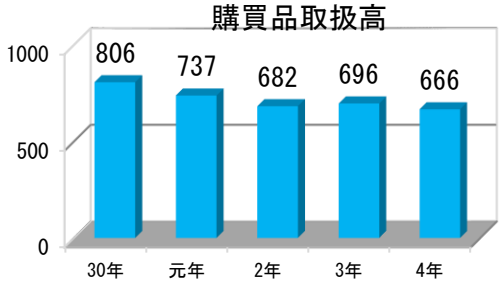

農業者の所得増大・生産コスト削減を目的として、農業資材等の競合店価格調査や仕入業者の選定・交渉、予約購買・早期一括仕入等を行い競争力強化に取り組みました。購買品供給高は6億6,553万円（計画対比100.9%）となりました。

⑤販売事業

単位：百万円

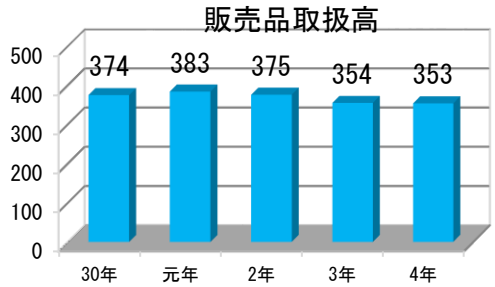

新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮した中、直売所を中心としたイベントと、野菜ソムリエによる販促活動を可能な範囲で行い、移動直売車「旬菜号」による販売を強化して、新鮮で安全・安心な農産物の安定供給と地産地消の向上に努めました。販売品取扱高は3億5,417万円（計画対比99.04%）となりました。

⑥宅地等供給事業

単位：百万円

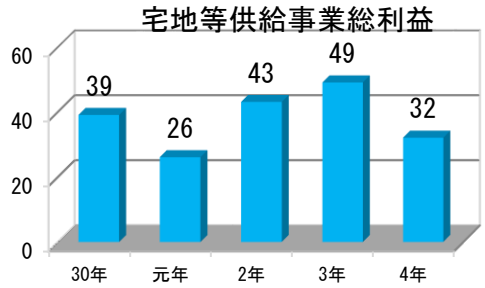

都市農地保全・所有地の有効活用・土地売却において組合員の立場に立ち、有益な情報提供をすることで組合員の資産保全に努めました。宅地等供給事業総利益は3,222万円（計画対比89.5%）となりました。

⑦利用事業

単位：百万円

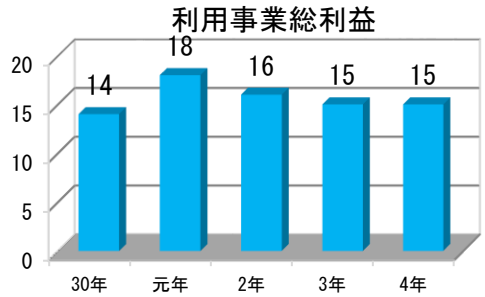

組合員および地域の皆様の要望に沿った葬儀を執り行いました。農機具貸出により農作業の効率化や省力化に努めました。利用事業総利益は1,563万円（計画対比93.1%）となりました。

トピックス

◇令和４年度　主な事業経過概要

年 月 日	名　称	事　項
令和4年		
4月18日～5月10日	パッションフルーツ生産組合育成事業	場所：市内小学校 11校
4月23日～24日	第46回　JA八王子植木市	場所：富士森公園
6月12日	JA八王子感謝の集い	「市川由紀乃」ショー
6月23日	第36回通常総代会	場所：いちょうホール
11月5日～6日	第36回JA八王子農業祭	場所：東京たま未来メッセ
11月12日	女性部によるフレッシュミズ「親子でさつまいも堀り」	さつまいも収穫体験
11月22日	新嘗祭奉納野菜宝船制作	場所：明治神宮
12月2日～9日	酪農部会　搾乳体験	場所：市内小学校 3校
令和5年		
1月24日	農業所得申告部会　税務研修会	確定申告指導・相談業務の知識向上のため
1月25日	資産管理部会　講演会	インボイス制度について 相続税の土地評価
3月9日	部会代表者と常勤役員との懇談会	部会組織からの事前質問・要望について　他

JA八王子感謝の集い

第36回通常総代会

第36回JA八王子農業祭

女性部によるフレッシュミズ「親子でさつまいも堀り」

農業振興活動

営農指導の強化

TAC（営農指導員）による出向く体制の充実を図り、将来の地域農業を担っていく「担い手」へ訪問活動を実施いたしました。訪問活動により、担い手との信頼関係を構築するとともに、聴き取ったご意見・ご要望をJA事業に反映させてまいります。

直売所における多様なイベントの開催

地産地消を推進する施策として、農産物直売所「ふれあい市場」と「園芸センター」において、多様なイベントを開催いたしました。管内生産者の所得増大を支援するとともに新鮮な地場産農作物を提供し、管内農業への理解醸成に努めました。

認定農業者の新規加入促進・更新支援

行政と連携し、認定農業者の新規加入促進・更新支援を実施いたしました。認定農業者個別相談会を開催し、令和4年度は、新規認定農業者10名、更新9名が認定されました。

職員による生産者への人的支援実施

ＪＡ自己改革で掲げる農業生産の拡大に向けた労働力確保の支援策を実施いたしました。トマト共販出荷グループとナス共販出荷組合を対象に、営農部門に限らず一般職員から管理職まで延べ118名の職員が作業支援をおこないました。

准組合員農業ふれあい活動の実施

3世帯11名にご参加いただき、米づくり体験を実施いたしました。田植え体験や稲刈り体験のあと、八王子産米を贈呈し、JAの事業や農業に関するご意見を聞かせていただきました。

収穫体験付き金融商品の販売

農業に対する理解を深めていただくため、JAらしい金融商品として「さつまいも収穫体験付定期積金」を販売いたしました。また、令和3年販売分対象の収穫体験を実施し、2日間で114名にご参加いただきました。

社会的責任と貢献活動

全般に関する事項

当ＪＡは八王子市を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

１　地域からの資金調達の状況

■貯金・定期積金残高
組合員をはじめ、利用者の皆さまからお預りした貯金の残高は下記の通りとなっております。

◇組合員・・・・・・・・・・・・１，６０１億２，４７９万円
◇その他・・・・・・・・・・・・　　３５２億２，９８１万円

２　地域への資金供給の状況

■貸出金残高
組合員をはじめ、利用者の皆さまへの貸出金の残高は下記の通りとなっております。

◇組合員・・・・・・・・・・・・・・４２４億３，９７８万円
◇その他・・・・・・・・・・・・・・　３５億７，７０６万円
合　計・・・・・・・・・・・・・・４６０億１，６８４万円

３　文化的・社会的貢献に関する事項

■移動直売車「旬菜号」の運行　市内の住宅地等で地場産農畜産物を販売
■学校給食への八王子産米の提供
■農産物直売所、野菜即売会にて地元産の農産物を販売
■搾乳体験、親子農業体験等農業体験事業の実施
■地場産農畜産物の加工品「八王子ポンせん」の新味を開発
■八王子市・農地バンクと連係した未利用農地の賃借支援
■市内小学校で学童農園の開催
■農家への職員による人的支援の実施(圃場片付け、苗定植作業、米穀検査等)
■広報誌、ホームページ、SNSによる情報発信
■地域農業の維持発展に向けた耕運作業受託業務および農機具利用事業の展開

４　地域密着型金融への取り組み

■年間を通して年金、税務、ローン相談会を実施
■ＪＡで年金振込をされている利用者の皆さまを対象に、旅行やグランドゴルフ大会等イベントを開催
■八王子農産物と地域の皆さまを繋ぐ商品「収穫体験付定期積金(さつまいも)」を販売
■教育・自動車・住宅・農業など地域の生活に関連する各種ローン商品を販売
■安心できる地域社会づくりのため「ひと・いえ・くらし」のバランスの取れた共済の普及活動を実施、また組合員・利用者の皆さまの満足度向上のためフォロー活動(３Ｑ訪問活動)を実施

５　経営者保証に関する取組方針

〇経営者保証に関する取組方針
　経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当組合は、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施致しました。
　当組合は、今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

　１.経営者保証に依存しない融資の一層の促進について
　法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている農業者等から資金調達の要請を受けた場合には、当該法人の経営状況、資金使途、回収可能性等を分析し総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性、代替的な融資手法を活用する可能性について、取引先の意向も踏まえた上で、検討します。

　２．経営者保証の契約時の対応について
　（１）農業者等との間で保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
　（２）保証金額の設定については、農業法人等の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、保証人の資産及び収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定します。

　３.既存の保証契約の適切な見直しについて
　（１）農業者等から既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性等の検討を行うとともに、その検討結果について主たる債務者および保証人に対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。
　（２）事業承継が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて検討するとともに、その結果について主たる債務者及び後継者に対して丁寧かつ具体的に説明を行う。
また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除について適切に判断します。

４.経営者保証を履行する時の対応について
　（１）経営者保証における保証債務を履行する場合には、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、保証人の保証履行能力、経営者たる保証人の経営責任、破産手続における自由財産の考え方や標準的な世帯の必要生計費の考え方との整合性等を総合的に勘案して決定します。

リスク管理の状況

リスク管理体制等

〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心してＪＡをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当ＪＡではマネロン等対策を重要課題の１つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

１　信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当ＪＡは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。

不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「経理規程」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

２　市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ･バランスを含む。)の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当ＪＡは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当ＪＡの保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する経営会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び経営会議で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

３　流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当ＪＡは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

４　オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。
当ＪＡは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

５　事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

６　システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。
当ＪＡは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備えています。

法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。
このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス推進担当者を設置しています。
基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。
毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。
また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口の「リスク管理課」を設置しています。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

金融ＡＤＲ制度への対応

１　苦情処理措置の内容

当ＪＡは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、ＪＡバンク相談所やＪＡ共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当ＪＡの苦情等受付窓口　本店リスク管理課（電話：042－666－6511）

※受付時間　平日　午前９時～午後５時

２　紛争解決措置の内容

当ＪＡは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

- 信用事業

  東京弁護士会（電話：03-3581-0031）
  第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）
  第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）

  当ＪＡの苦情等受付窓口又はＪＡバンク相談所(一般社団法人ＪＡバンク・ＪＦマリンバンク相談所、電話：03-6837-1359）にお申し出ください。

  なお，東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会については、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

  東京以外の地域にお住まいの場合は、東京三弁護士会が設置している仲裁センター等にて、居住地の近隣弁護士会で手続を進める「現地調停・移管調停」をご利用いただくことも可能です。

- 共済事業

  (一社)日本共済協会　共済相談所（電話：03-5368-5757）
  https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html
  (一財)自賠責保険･共済紛争処理機構
  https://www.jibai-adr.or.jp/
  (公財)日弁連交通事故相談センター
  https://n-tacc.or.jp/
  (公財)交通事故紛争処理センター
  https://www.jcstad.or.jp/
  日本弁護士連合会　弁護士費用保険ＡＤＲ
  （https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html）

  各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧いただくか、当ＪＡの苦情等受付窓口にお問い合わせ下さい。

内部監査体制

当ＪＡは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、ＪＡの本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

自己資本の状況

自己資本比率の状況

当ＪＡは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和5年３月末における自己資本比率は、18.95%となりました。

経営の健全性の確保と自己資本の充実

当ＪＡの自己資本は、組合員の普通出資によって調達しております。

〇普通出資による資本調達額

項　　目	内　　容
発行主体	八王子市農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	905百万円(前年度919百万円)

当ＪＡは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

自己資本比率の推移

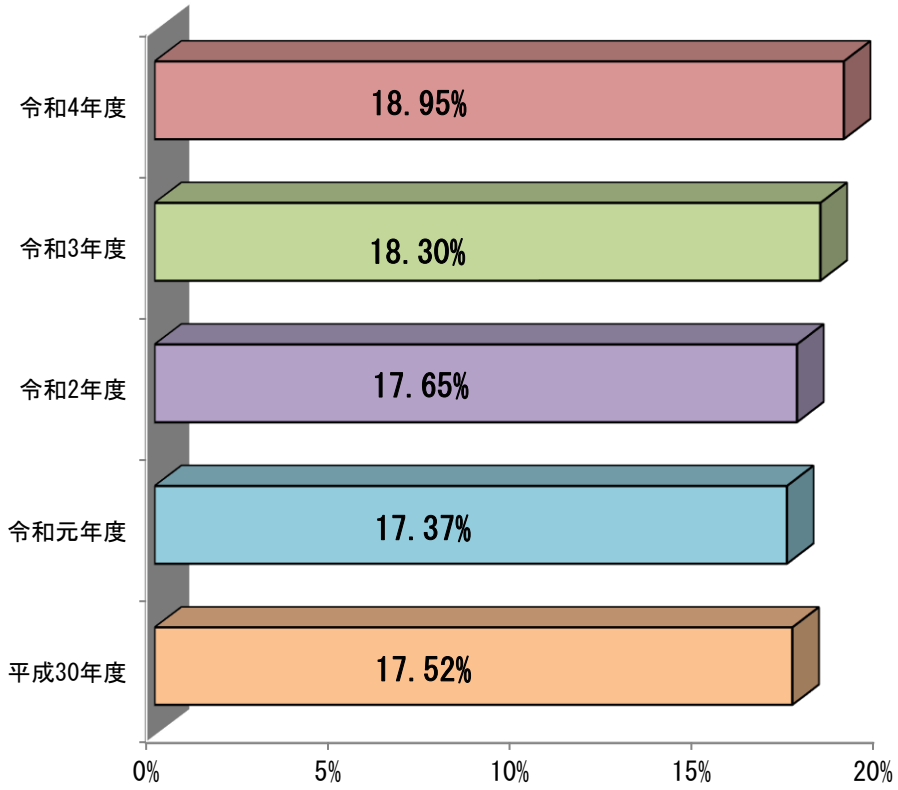

事業のご案内

当JAは地域金融機関として、組合員をはじめ地域の多くの方々にご利用いただいています。JAは、さまざまな事業部門を持った総合的な事業体です。以下に主な事業の内容についてご案内いたしますので、身近な金融機関としてお気軽にご利用ください。

1　信用事業

信用事業では、貯金･貸出･為替など、いわゆる銀行業務を行っています。ＪＡの信用事業は、組合員・利用者の皆様に大きな「安全」・「安心」・「安定」を提供するために、ＪＡバンクシステムを構築しており、全国のＪＡ・都道府県信連・農林中央金庫が有機的に結びつき、ＪＡバンク・セーフティーネットで組合員・利用者の皆様に信頼される金融機関をめざしています。

また、年金振込者を会員とする「年金友の会」の諸活動を通じて、地域の輪を広げ会員相互の親睦を図っています。

貯金業務

組合員や地域の利用者の皆様の大切な貯金をお預りしています。総合口座・普通貯金・当座貯金など、使いやすい便利な貯金から、定期貯金・定期積金など目的・期間・金額に合わせてご利用いただけます。

種　　類	特　　徴
総合口座	普通貯金と定期貯金がセットになって、「貯める」、「支払う」、「借りる」、「受取る」とオールマイティでとても便利です。
普通貯金	いつでも出し入れ自由。おサイフがわりにご利用ください。
当座貯金	代金等のお支払いに手形や小切手をご利用いただく貯金です。
貯蓄貯金	普通貯金のように「お預入れ」、「お引出し」が自由で、残高に応じた利率を適用します。 ※ 公共料金・クレジット利用代金のお支払い、給与等のお受け取りにはご利用いただけません。
納税準備貯金	税金納付のための資金を準備することを目的とした貯金です。お引出は原則として、税金の納付のためとしております。
通知貯金	まとまった資金を短期間（7日以上）お預りする貯金です。お支払いの場合、事前（2営業日以上）に通知が必要です。
スーパー定期貯金	いくらからでもお預入れ可能な定期貯金です。 お預入れいただく期間（1か月～5年）をご指定いただき、その期間の利率は変わらない確定利回りです。
自由金利型定期貯金	1,000万円以上をお預りする貯金です。大口資金運用にご利用ください。
変動金利定期貯金	お預入れから6か月ごとに金利情勢に応じて利率を見直し、新しい利率で運用する貯金です。個人のお客様の預入期間3年のお利息は、半年複利となっています。
期日指定定期貯金	個人のお客様にご利用いただける預入期間1年～3年の1年複利の定期貯金です。預入から1年を経過した後は、いつでも解約いただけます。
積立式定期貯金	お子様の進学など将来に備えて資金を貯めていただくのに最適な定期貯金です。積立期間や満期日を定めない「エンドレス型」、目標額を決めて無理なくためていく「満期型」などお客様のニーズに合わせて貯めていくことができる貯金です。
定期積金	ご旅行や将来の生活設計、ご結婚の準備など長期計画に備えて資金を貯めていただくのに最適です。１回の掛金が１千円以上、積立期間は6か月～5年以下となっておりますので、無理なく目標達成ができます。

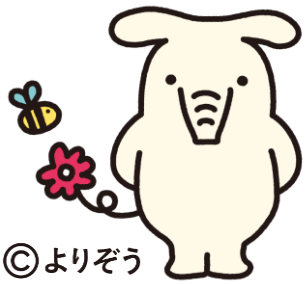

融資業務

組合員や地域の皆様の暮らしや事業に必要な資金をご融資しています。
住宅ローンやマイカーローンなどの各種ローン商品、農業者・組合員の皆様に必要な資金をご用意しておりますので、お気軽にご相談ください。
また、地方公共団体、農業関連産業などへもご融資し、地域経済の質的向上・発展にも貢献しております。

種　　類	特　　徴
住　宅　ロ　ー　ン	（一般型・100%応援型） 住宅の新築・増改築資金、住宅用地の購入資金、住宅・マンションの購入資金などにご利用いただけます。
	（借換応援型） 他の金融機関からの借入中の住宅ローンの借換資金と借換に伴う諸費用にご利用いただけます。
賃貸住宅ローン	アパートやマンションの建設・増改築・補修改修の資金にご利用いただけます。
マイカーローン	自動車・バイクの購入や修理・車検などの資金にご利用いただけます。
教　育　ロ　ー　ン	お子様たちの進学をＪＡが支援します。入学金・授業料など教育に関する資金にご利用いただけます。
リフォームローン	住宅の増改築・改装・補修の他、システムキッチンなどの設備住宅に付帯する設備等にご利用いただけます。
フ　リ　ー　ロ　ー　ン	結婚・旅行・電化製品のお買物など生活設計資金にご利用いただけますので、暮らしを彩るさまざまなプランにご利用いただけます。
ワイドカードローン	あらかじめ決められたお借入れ額の範囲内なら、ＪＡのＡＴＭでご自由に引き出しでき、何回でもご利用いただけます。急な出費の際の強い見方です。
営農支援ローン	農機具の購入、パイプハウス建設など農業生産に関する資金にご利用いただけます。

為替業務

全国のＪＡをはじめ、全国の銀行・信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当ＪＡ本支店の窓口から全国の金融機関へ安全・迅速・確実に振込、送金などができる為替のお取扱いしています。
また、小切手や手形等のお取り立てもお取扱いしています。

種　　類	特　　徴
振　込　・　送　金	当ＪＡの本支店はもとより全国の銀行等の本支店へ安全・確実・迅速にご送金いたします。お子様の学費の仕送りなどに大変便利です。
代　金　取　立	手形・小切手などの保管と期日管理をお引き受けいたします。期日にお取り立てを行い口座にご入金いたします。
給　与　振　込	毎月の給料やボーナスがお客様の口座に自動的に振り込まれ、支払日の朝からお受け取りいただけます。給料日が出張や休暇中でも安心です。

証券窓販業務

個人向け利付国庫債券（個人向け国債）の窓口販売のお取り扱いをしております。

種　　類	特　　徴
国　　債	国が発行する信用力・安全性が極めて高い債券です。生活設計にあわせてお選びいただけます。

ＪＡバンク･セーフティネット

ＪＡバンクでは、ＪＡバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」により「ＪＡバンク・セーフティネット」を構築しています。
これにより、組合員・利用者のみなさまにより一層の安全をお届けしています。

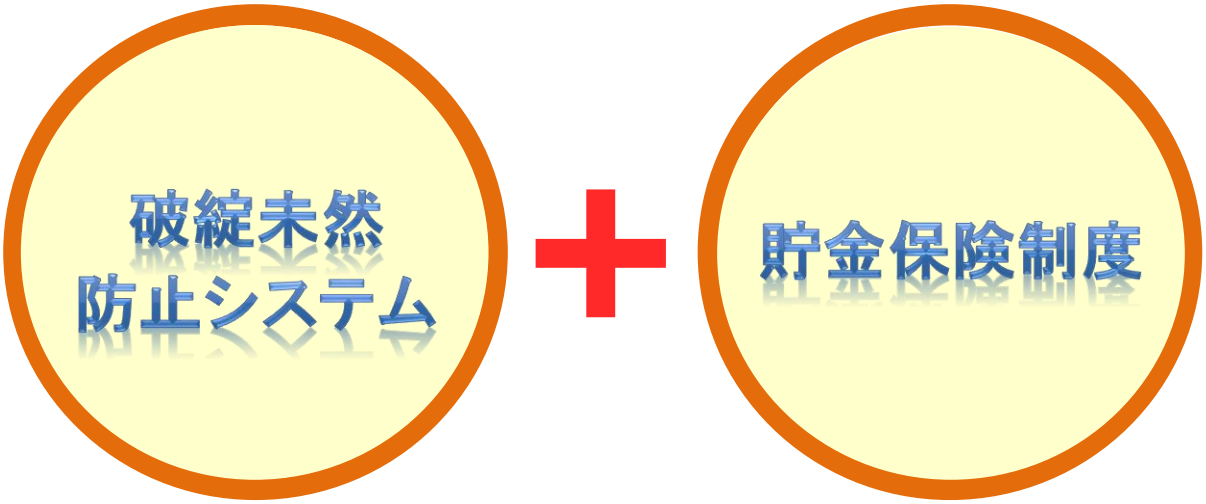

ＪＡバンクの健全性を確保し、ＪＡなどの経営破綻を未然に防止するためのＪＡバンク独自の制度です。
具体的には次のとおりです。

① 個々のＪＡなどの経営状況についてチェック（モニタリング）を行い問題点を早期に発見。

② 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善などを実施。

③ 全国のＪＡバンクが拠出した「Ｊ Ａバンク支援基金」などを活用し、個々のＪＡの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

「貯金保険制度」は、ＪＡ・信連・農林中金などが加入している、貯金者保護のための公的な制度です。
万が一、ＪＡが貯金などの払戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度です。
「貯金保険制度」による貯金者保護の仕組みは、銀行・信金・信組・労金などが加入している「預金保険制度」と基本的に同様の内容です。

２　共済事業

共済事業は、組合員・地域の皆様の暮らしに潜むリスクに幅広く対応するため、「ひと」・「いえ」・「くるま」の総合保障を提供しています。
当ＪＡは暮らしのパートナーとして、ご利用者の皆様の一人ひとりのライフスタイルに合わせた人生設計に応えられる保障を提供することで、「安心」と「満足」をお届けいたします。

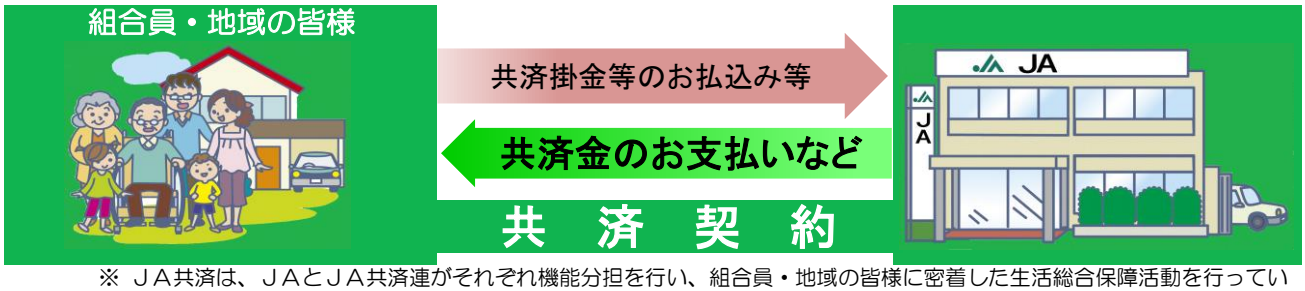

※ ＪＡ共済は、ＪＡとＪＡ共済連がそれぞれ機能分担を行い、組合員・地域の皆様に密着した生活総合保障活動を行っています。

万一の保障、医療や介護、年金の保障で、ご家族やご自身のくらしをサポートします.

- 万一のときの家族の生活に備える
- 入院や手術に備える
- 教育資金や老後に備える

種　　類	特　　徴
終　身　共　済	一生涯にわたる万一の保障を確保できます。 ニーズに合わせて、特約を付加することにより保障内容を自由に設計することもできます。
養老生命共済	万一に備えるとともに、資金形成ニーズにも応えることができます。
定期生命共済	お手頃な共済掛金で万一保障をしっかり準備できます。
生存給付特則付一時払 終　身　共　済	生前贈与の機能を備えた一生涯の万一保障です。加入のしやすさも魅力です。
こども共済	お子さま・お孫さまの教育資金を準備しつつ、万一のときにも備えられます。また、ご契約者さまが万一のときは、満期まで毎年養育年金をお支払いするプランもあります。
医　療　共　済	日帰り入院からまとまった一時金が受け取れ、一生涯保障や先進医療保障などライフプランに合わせて自由に設計できます。
が　ん　共　済	がんによる入院・手術を保障します。がん診断時や、再発・長期治療のときは一時金をお支払いします。 ニーズにあわせて、先進医療保障を加えることもできます。
生活障害共済	病気やケガにより身体に障害が残ったときの収入の減少や支出の増加に備えられます。
特定重度疾病共済	三大疾病やその他生活習慣病などに備える保障です。

認知症共済	認知症を発症した際の経済的負担に備えるとともに、未然予防や早期発見をサポートする保障です。
介護共済	所定の要介護状態となったときの資金準備ができます。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。
予定利率変動型年金共済	老後の生活資金に備えることができます。医師の審査なしの簡単な手続きで加入できます。 また、最低保障予定利率が設定されているので安心です。

火災のほか、地震などの自然災害から、大切な建物や家財をお守りします。

- 火災に備える
- 地震などの自然災害に備える
- 災害等によるケガに備える

種類	特徴
建物更生共済	火災はもちろん、台風や地震などの自然災害も幅広く保障します。 掛け捨てではありませんので、保障期間満了時に満期共済金をお支払いします。
火災共済	お住いの建物が火災によって損害を受けた時に保障します。

自動車事故のさまざまなリスクに、充実の保障とサービスでお応えします。

- 相手方への賠償に備える
- 事故によるケガ等に備える
- お車の修理に備える

種類	特徴
自動車共済	自動車事故による相手方への賠償保障はもちろんのこと、ご自身やご家族の乗車中や歩行中等の自動車事故による損害を保障。さらに、お車の損害や付随的に発生する諸費用まで幅広く保障するプランもあります。
自賠責共済	自動車の運行によって他人を死傷させたために、自動車の保有者または運転者が自賠法上の損害賠償責任を負った場合の損害を保障します。すべての自動車に契約することが義務づけられている強制共済（保険）です。

３　経済事業

経済事業には、農業者が生産した新鮮な野菜などの農畜産物を消費者にお届けする「販売事業」と、農業に必要な資材や暮らしに必要なさまざまな生活用品を提供する「購買事業」があり、農業と地域の皆様の暮らしを結ぶお手伝いをしています。
また、直営の直売施設である「ふれあい市場」「園芸センター」では、新鮮で安全・安心な地場農畜産物を販売しています。

販売事業

管内で生産された農畜産物を農業者に代わって販売しています。
生産者と消費者を結ぶ「架け橋」として、農業者の所得向上につなげるとともに、新鮮で安全・安心な地場農畜産物を消費者に届けています。

©みんなのよい食プロジェクト

購買事業

農業生産に必要な資材や暮らしに必要な生活用品等を組合員や地域の皆様へ提供する事業です。計画的な仕入れにより、安価で良品質の商品を安定的に提供しています。

４　宅地等供給事業

組合員の皆様の大切な農地などの資産管理および有効活用について相談・支援する事業です。
不動産仲介業務・アパート管理なども行っており、地域の皆さまに良好な環境と質の高い賃貸住宅を提供し、豊かな地域社会づくりのお手伝いをさせていただいています。

５　利用事業

組合員や地域の皆様に安心してご利用していただけるよう事前相談などを通じ、葬儀に対する不安を少しでも解消し、「真心のこもった」ご葬儀のお手伝いをさせていただいています。
また、年中無休２４時間体制でご家族の方の万一に応えられる体制を整えています。

６　指導事業

営農指導はＪＡの最も重要な分野であり、付加価値の高い農産物の生産などによる組合員の所得向上を図り、行政機関とともに都市農業の振興に積極的に取組んでいます。

- 営農相談をより専門的に、よりきめ細やかに対応するため営農指導･相談体制を充実し、地域ごと、また作目別に生産者の多様な要望に応え、情報提供に努めています。
- 生産者部会と連携を図り、農業の担い手の確保と育成、農用地の有効利用に取組んでいます。

生活指導は、組合員やその家族、地域の皆様方の心豊かな生活と安心して暮らせる地域づくりを支援するため、食農教育、生活文化、健康管理などの活動に取組んでいます。

各種手数料

※ ここに掲載しました手数料は、令和5年4月1日現在のものです。また個々の取引内容により手数料が異なる場合や新たに付加される場合がありますので窓口でご確認ください。なお、金額には消費税を含んでおります。

為替手数料

種		類	同一店舗内振込	当組合本支店あて	他金融機関あて
振込手数料	文書扱い	1万円未満1件につき			330円
		1万円以上3万円未満1件につき			440円
		3万円以上1件につき			660円
	電信扱い	1万円未満1件につき	無料	110円	440円
		1万円以上3万円未満1件につき	無料	220円	550円
		3万円以上1件につき	無料	440円	770円
	ATM扱い	1万円未満1件につき	無料	110円	330円
		1万円以上3万円未満1件につき	無料	110円	440円
		3万円以上1件につき	無料	330円	660円
	インターネット扱い	1万円未満1件につき	無料	110円	220円
		1万円以上3万円未満1件につき	無料	110円	220円
		3万円以上1件につき	無料	220円	330円
送金手数料	普通扱い	1件につき		440円	660円
	電信扱い	1件につき			

手形・小切手取立等手数料

種		類	手数料
代金取立	普通扱い	1通につき	990円
	至急扱い	1通につき	1,100円
その他	送金・振込の組戻料	1件につき	660円
	取立手形の組戻料	1通につき	1,100円
	不渡手形の返却料	1通につき	1,100円
	取立手形の店頭呈示料（※）	1通につき	1,100円
	離島回金手数料		無料

※ ただし、1,100円を超える経費を要する場合は、その実費とする。

手形・小切手発行手数料

種類	手数料
当座小切手（５０枚）	1,100円
約束手形（２０枚）	880円
為替手形（２０枚）	880円
専用手形（１枚）	770円
自己宛小切手（１枚）	770円

当座貯金開設手数料

種類	手数料
当座貯金	無料
マル専当座貯金	無料

硬貨・紙幣両替の受入出金手数料（当組合に口座をお持ちのお客さま）

	両替金受入・出金枚数			
1件あたりのお取引枚数	100枚まで	101枚～500枚まで	501枚～1,000枚まで	1,001枚～
手数料	無料	880円	1,100円	2,200円

※1,001枚以上は1,000枚毎に1,100円を加算

硬貨・紙幣両替の受入出金手数料（上記以外のお客さま）

	両替金受入・出金枚数			
1件あたりのお取引枚数	100枚まで	101枚～500枚まで	501枚～1,000枚まで	1,001枚～
手数料	550円	880円	1,100円	2,200円

※1,001枚以上は1,000枚毎に1,100円を加算

大量硬貨・大量紙幣の受入出金手数料

	受入・出金手数料		
1件あたりのお取引枚数	1～500枚まで	501枚～1,000枚まで	1,001枚～
手　数　料	無料	550円	1,100円

※1,001枚以上は500枚毎に550円を加算

（注）組合員および貯金残高1,000万円以上の取引先は無料といたします。また、口座への入金のほか、振込や納税、各種料金の収納、定期貯金等の取扱いも硬貨・紙幣の枚数に応じて手数料が必要になります。現金の払い戻しの際に金種、新券を指定される場合も含みます。

振込送金等手数料

種　類	手　数　料
定額自動送金（１件当たり）	55円
自動集金（１件当たり）	55円
総合振込	
登録（開設）時	55円
振込時	55円

その他の手数料

種　類	手　数　料
残高証明書（貯金）	1,100円
相続貯金等評価額証明書	1,100円
取引履歴明細（１口座毎）	
過去10年分まで（年間につき）	1,100円
通帳・証書再発行	550円
ＩＣキャッシュカードの再発行	1,100円

融資関係手数料

種　　類	手　数　料
新規貸出	無　料
カードローン開設	無　料
残高証明書発行	1,100円
取引履歴証明書発行手数料	1,100円
融資証明書発行	3,300円
不動産担保事務手数料	
新規・差替	33,000円
担保一部抹消	5,500円
担保抹消同行（市内）	3,300円
担保抹消同行（市外）	11,000円
条件変更（手形貸付・貯金担保貸付を除く）	5,500円
繰上償還（住宅ローンを除く各種ローン）（定期貯金担保）	
一部繰上	3,300円
全額償還	3,300円
繰上償還（変動金利適用中）（住宅ローン※１）（一般資金および住宅資金）	
一部繰上	3,300円
全額償還	11,000円
繰上償還（固定金利適用中）（住宅ローン※１）（一般資金および住宅資金）	
一部繰上	11,000円
全額償還	33,000円
繰上償還（トリプルアシスト）（提携住宅ローン）	
一部繰上（ＩＢ利用は無料）	11,000円
全額償還	33,000円
ＩＢによる一部繰上返済（残高の９０％まで）	
住宅資金　100,000円以上	無　料
生活資金　10,000円以上	無　料
事務取扱手数料	
トリプルアシスト・提携住宅ローン	33,000円
スピードローン	3,300円
用紙交付（手形・証書）	無　料

※１　トリプルアシスト・提携住宅ローンは除く

金庫利用手数料

種　　類	手　数　料
貸金庫	
小型	15,840円
大型	28,512円

貸借対照表

資産の部

（単位：千円）

科　　目	令和3年度	令和4年度
1．信用事業資産	202,920,557	200,847,510
（1）現金	522,387	444,100
（2）預金	138,588,808	136,101,657
系統預金	138,588,661	136,100,990
系統外預金	147	667
（3）有価証券	16,729,362	18,353,017
国債	8,675,590	9,733,124
地方債	4,908,572	4,692,433
政府保証債	415,990	396,810
社債	784,180	2,287,680
受益証券	1,945,030	1,242,970
（4）貸出金	47,290,441	46,016,841
（5）その他の信用事業資産	123,604	130,475
未収収益	94,740	103,604
その他の資産	28,863	26,870
（6）貸倒引当金	△334,045	△198,581
2．共済事業資産	12,593	3,500
（1）共済貸付金	100	-
（2）共済未収利息	2	-
（3）その他の共済事業資産	12,490	3,500
3．経済事業資産	79,045	71,671
（1）経済事業未収金	47,756	39,592
（2）棚卸資産	28,324	29,158
購買品	26,246	27,058
その他の棚卸資産	2,077	2,100
（3）その他の経済事業資産	2,969	2,924
（4）貸倒引当金	△5	△4
4．雑資産	188,749	169,143
（1）雑資産	188,749	169,143
5．固定資産	1,550,231	1,562,030
（1）有形固定資産	1,532,560	1,539,505
建物	1,581,725	1,629,724
機械装置	4,450	4,450
土地	956,530	956,530
その他の有形固定資産	495,836	452,679
減価償却累計額	△1,505,981	△1,503,879
（2）無形固定資産	17,670	22,524
その他の無形固定資産	17,670	22,524
6．外部出資	7,768,040	7,824,260
（1）外部出資	7,768,040	7,824,260
系統出資	7,586,500	7,642,720
系統外出資	181,540	181,540
7．繰延税金資産	17,670	252,702
資産の部合計	212,536,887	210,730,818

負債の部

（単位：千円）

科　　目	令和3年度	令和4年度
1．信用事業負債	197,063,098	195,531,700
（1）貯金	196,511,936	195,354,616
（2）借入金	500,000	-
（3）その他の信用事業負債	51,161	177,083
未払費用	12,263	10,276
その他の負債	38,898	166,807
2．共済事業負債	504,829	489,983
（1）共済資金	243,325	228,435
（2）未経過共済付加収入	252,736	255,395
（3）共済未払費用	5,409	3,584
（4）その他の共済事業負債	3,359	2,567
3．経済事業負債	90,669	54,135
（1）経済事業未払金	85,449	49,133
（2）経済受託債務	5,220	5,001
4．雑負債	199,798	218,226
（1）未払法人税等	106,022	70,374
（2）資産除去債務	12,028	67,093
（3）その他の負債	81,747	80,757
5．諸引当金	372,459	351,683
（1）賞与引当金	119,781	115,298
（2）退職給付引当金	226,701	204,581
（3）役員退職慰労引当金	25,976	31,803
負債の部合計	198,230,855	196,645,728

純資産の部

1．組合員資本	13,944,805	14,324,434
（1）出資金	919,423	905,127
（2）資本準備金	8,753	8,753
（3）利益剰余金	13,025,904	13,420,744
利益準備金	1,851,622	1,851,622
その他の利益剰余金	11,174,282	11,569,122
目的積立金	450,000	700,000
特別積立金	9,925,000	9,925,000
当期未処分剰余金	799,282	944,122
（うち当期剰余金）	(351,461)	(480,688)
（4）処分未済持分	△9,275	△10,190
2．評価・換算差額等	361,225	△239,345
（1）その他有価証券評価差額金	361,225	△239,345
純資産の部合計	14,306,031	14,085,089
負債及び純資産の部合計	212,536,887	210,730,818

損益計算書

（単位：千円）

科　　目	令和3年度	令和4年度
1．事業総利益	2,409,841	2,498,440
事業収益	2,747,871	2,824,126
事業費用	338,029	325,686
（1）信用事業収益	1,585,293	1,736,742
資金運用収益	1,511,334	1,571,608
（うち預金利息）	(641,405)	(538,315)
（うち有価証券利息）	(130,398)	(169,802)
（うち貸出金利息）	(510,297)	(509,657)
（うちその他受入利息）	(229,232)	(353,833)
役務取引等収益	49,247	48,684
その他事業直接収益	-	64,552
その他経常収益	24,711	51,895
（2）信用事業費用	64,676	54,390
資金調達費用	13,656	11,891
（うち貯金利息）	(13,475)	(11,775)
（うち給付補填備金繰入）	(179)	(105)
（うちその他支払利息）	(1)	(11)
役務取引等費用	18,092	14,487
その他事業直接費用	-	84,390
その他経常費用	32,928	△56,378
（うち貸倒引当金戻入益）	(△32,690)	(△135,464)
信用事業総利益	1,520,616	1,682,351
（3）共済事業収益	759,085	707,310
共済付加収入	696,195	660,103
その他の収益	62,890	47,206
（4）共済事業費用	23,849	20,873
共済推進費	15,535	11,975
その他の費用	8,313	8,897
共済事業総利益	735,236	686,436
（5）購買事業収益	244,260	246,591
購買品供給高	201,637	205,764
購買手数料	39,401	37,190
その他の収益	3,222	3,636
（6）購買事業費用	172,283	172,541
購買品供給原価	169,727	169,856
購買品供給費	522	528
その他の費用	2,033	2,156
（うち貸倒引当金戻入益）	(△66)	(△0)
購買事業総利益	71,977	74,049
（7）販売事業収益	81,770	74,215
販売品販売高	62,680	58,383
販売手数料	18,465	15,051
その他の収益	624	780
（8）販売事業費用	52,446	48,866
販売品販売原価	52,071	48,624
その他の費用	374	242
販売事業総利益	29,324	25,348

科　　目	令和3年度	令和4年度
（9）利用事業収益	15,601	15,631
利用事業総利益	15,601	15,631
（10）宅地等供給事業収益	50,264	32,463
（11）宅地等供給事業費用	315	237
宅地等供給事業総利益	49,948	32,226
（12）指導事業収入	11,594	11,171
（13）指導事業支出	24,457	28,775
指導事業収支差額	△12,863	△17,603
2．事業管理費	2,048,094	2,052,840
（1）人件費	1,555,803	1,499,714
（2）業務費	205,570	206,575
（3）諸税負担金	88,142	91,915
（4）施設費	193,713	250,721
（5）その他事業管理費	4,864	3,914
事業利益	361,746	445,600
3．事業外収益	137,094	135,436
（1）受取出資配当金	120,533	121,078
（2）雑収入	16,561	14,358
4．事業外費用	66	63
（1）寄付金	10	62
（2）雑損失	56	1
経常利益	498,775	580,972
5．特別利益	87,600	-
（1）固定資産処分益	87,600	-
6．特別損失	149,465	5,797
（1）固定資産処分損	3,623	5,797
（2）減損損失	125,842	-
（3）その他の特別損失	19,999	-
税引前当期利益	436,909	575,175
法人税・住民税及び事業税	132,599	96,888
法人税等調整額	△47,151	△2,401
法人税等合計	85,447	94,487
当期剰余金	351,461	480,688
当期首繰越剰余金	447,820	463,433
当期末処分剰余金	799,282	944,122

注記表

◇ 令和4年度

Ⅰ．重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．評価基準及び評価方法

（１）有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券　　：償却原価法（定額法）

② その他有価証券

(イ)時価のあるもの　　：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移
平均法により算定）

(ロ)市場価格のない株式等　：移動平均法による原価法

（２）棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 購買品　　：移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法

② その他の棚卸資産

(イ)買取販売品　　：移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法

(ロ)買取販売品以外　　：個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

２．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2)無形固定資産

定額法を採用しています。

３．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び決算事務手続要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

（２）賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

（３）退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

（４）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退任慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

４．収益及び費用の計上基準

当ＪＡの利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

①　購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②　販売事業

組合員が生産した農畜産物を当ＪＡが直売所等で販売する事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③　利用事業

葬祭施設や農業用機械等を共同で利用する事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

④　宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した一時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。

５．消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

６．計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「０」で表示しています。

7. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

（１）事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当ＪＡは、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺消去を行っています。また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

（２）当ＪＡが代理人として関与する取引の損益計算書の表示方法

購買事業収益のうち、当ＪＡが代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

また、販売事業収益のうち、当ＪＡが代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

Ⅱ．会計方針の変更に関する注記

1．時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年６月17日改正 以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

Ⅲ．会計上の見積りに関する注記

1．貸倒引当金

（１）当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金　　198,586千円（＊1）

（＊1）貸倒引当金の総額を記載しています。事業別の内訳は、「貸借対照表等の附属明細書」の「引当金等の明細」に記載しています。

（２）会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸倒引当金の見積りにあたって採用した計上基準については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「引当金の計上基準」に記載しています。また、債務者の実態に応じた財務状況、資金繰り、収益力等を検討したうえで、返済能力を判定し、これを貸倒引当金の見積りに関する主要な仮定としています。

債務者の財務状況、資金繰り、収益力の変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2．繰延税金資産の回収可能性

（１）当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産　　262,992千円（繰延税金負債との相殺前）

（２）会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に基づき、一時差異等のスケジューリングの結果、スケジューリング可能な将来減算一時差異等について計上しています。

しかし、当該見積りは将来の不確実な経営環境及び当ＪＡの経営状況の影響を受けることから、今後の課税所得の推移状況によって、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により法定実効税率が変更された場合にも、同様の可能性があります。

３．固定資産の減損

（１）当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の計算書類に計上した減損損失はありません。

（２）会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画を基礎としており、当該計画以降の将来キャッシュ・フローや割引率等については、一定の仮定を設定して算出することとしています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び当ＪＡの経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅳ．貸借対照表に関する注記

１．資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は42,451千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物　　42,451千円

2. 担保に供している資産

その他有価証券のうち、9,134千円を宅地建物取引業法に定められた営業保証金の代用として供託しています。

また、定期預金 1,500,000千円を為替決済の担保に供しているほか、定期預金 500千円を公金事務取扱いに関する担保に供しています。

３．役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額　355,845千円

４．債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）（ｉ）から（ⅳ）までに掲げものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は226,656千円、危険債権額は404,132千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権額はありません。貸出条件緩和債権額は11,316千円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は642,106千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

Ⅴ．金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当ＪＡは組合員等からお預かりした貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を東京都信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

当ＪＡが保有する金融資産は、主として当ＪＡ管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券と投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当ＪＡは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本店に審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。また、貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っており、不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。資産自己査定の結果、貸倒引当金については経理規程及び決算事務手続要領に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当ＪＡでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当ＪＡの保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する経営会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び経営会議で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当ＪＡで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当ＪＡにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当ＪＡでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.08%上昇したものと想定した場合には、経済価値が142,837千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握した上で、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

（１）金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
預金	136,101,657	136,087,840	△ 13,816
有価証券			
満期保有目的の債券	200,000	210,520	10,520
その他有価証券	18,153,017	18,153,017	-
貸出金	46,016,841		
貸倒引当金（＊1）	△ 198,581		
貸倒引当金控除後	45,818,260	46,120,091	301,831
資産計	200,272,934	200,571,470	298,535
貯金	195,354,616	195,333,136	△ 21,480
負債計	195,354,616	195,333,136	△ 21,480

（＊1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

（２）金融商品の時価の算定方法に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債などその他の債権については、公表されている相場価格を用いています。

市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるなどの重要な制限がない場合には基準価格によっています。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

（3）市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
外　部　出　資	7,824,260

（4）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	136,101,657	－	－	－	－	－
有価証券						
満期保有目的の債券	－	－	－	－	200,000	－
その他有価証券のうち満期があるもの	15,549	9,999	9,999	9,999	9,999	18,335,473
貸出金（＊1,2）	3,702,785	3,213,727	3,078,139	2,882,926	2,720,695	30,153,127
合計	139,819,992	3,223,726	3,088,139	2,892,925	2,930,694	48,488,601

（＊1）貸出金のうち、当座貸越 75,947千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

（＊2）貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 265,440千円は償還日が特定できないため、 含めていません。

（5）有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(＊1)	189,533,729	3,231,753	1,897,410	296,140	395,583	－
借　入　金	－	－	－	－	－	－
合計	189,533,729	3,231,753	1,897,410	296,140	395,583	－

（*1）貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

Ⅵ．有価証券に関する注記

１．有価証券の時価及び評価差額に関する事項

（１）満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

		貸借対照表計上額	時　価	差　額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地 方 債	200,000	210,520	10,520
	小計	200,000	210,520	10,520
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地 方 債	－	－	－
	小計	－	－	－
合　　計		200,000	210,520	10,520

（２）その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価又は償却原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額（*1）
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	2,875,040	2,689,958	185,081
	地方債	3,192,210	2,999,649	192,560
	政府保証債	108,900	99,948	8,951
	社債	－	－	－
	受益証券	－	－	－
	小　計	6,176,150	5,789,557	386,592
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	6,858,084	7,155,860	△ 297,776
	地方債	1,300,223	1,338,051	△ 37,828
	政府保証債	287,910	299,793	△ 11,883
	社債	2,287,680	2,501,808	△ 214,128
	受益証券	1,242,970	1,400,000	△ 157,030
	小　計	11,976,867	12,695,514	△　718,647
合　　計		18,153,017	18,485,072	△ 332,054

(＊1)なお、上記差額に繰延税金資産 92,709千円を加えた額 △239,345千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

（３）当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：千円）

	売却額	売却益	売却損
国債	1,162,032	64,547	－
受益証券	615,610	－	84,390
合　計	1,777,642	64,547	84,390

Ⅶ．退職給付に関する注記

１．退職給付に係る注記

（１）採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため全国共済農業協同組合連合会による確定給付企業年金制度及び一般財団法人全国農林漁業団体共済会による退職金共済制度に加入しています。このうち退職金共済制度における当ＪＡの給付額971,301千円を控除したものを退職給付債務としています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

（２）退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	226,701	千円
退職給付費用	30,084	千円
確定給付企業年金制度への拠出金	△ 19,645	千円
退職給付の支払額	△ 32,558	千円
期末における退職給付引当金	204,581	千円

（３）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	784,880	千円
確定給付企業年金制度	△ 580,299	千円
未積立退職給付債務	204,581	千円
退職給付引当金	204,581	千円

（４）退職給付に関連する損益

勤務費用	30,084	千円
特定退職金共済制度への拠出金	63,698	千円
臨時に支払った割増退職金	4,457	千円
合　計	98,240	千円

２．特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち法定福利費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金16,392千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和5年3月31日現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は143,414千円となっています。

Ⅷ．税効果会計に関する注記

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

（単位：千円）

繰延税金資産		
	貸倒引当金	16,386
	退職給付引当金	57,119
	未払法人事業税及び未払特別法人事業税	6,244
	未払法人事業所税	968
	賞与引当金	32,191
	賞与引当金未払保険料	5,215
	役員退職慰労引当金	8,879
	指導支出中否認額	6,603
	減損損失	35,302
	減価償却限度超過額	17,605
	資産除去債務	18,732
	敷金評価損	5,583
	その他有価証券評価差額金	92,709
	その他	329
	繰延税金資産小計	303,872
	評価性引当額	△ 40,880
	繰延税金資産合計 （A）	262,992
繰延税金負債		
	その他有価証券評価差額金	
	有形固定資産（資産除去債務）	△ 10,290
	繰延税金負債合計 （B）	△ 10,290
繰延税金資産の純額 （A）＋（B）		252,702

２．法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.92 %
（調　整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.79 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 2.94 %
住民税均等割等	0.09 %
評価性引当額の増減	△ 6.19 %
事業分量配当金	△ 3.21 %
その他	△ 0.03 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.43 %

Ⅸ．収益認識に関する注記

「Ⅰ.重要な会計方針に係る事項に関する注記」における「４．収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

Ｘ．その他の注記

１．資産除去債務に関する注記

貸借対照表に計上している資産除去債務

（１）当該資産除去債務の概要

当ＪＡが所有する建物の一部に使用されている有害物質を除去する義務に関して資産除去債務を計上しています。また、店舗の一部について不動産賃借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務に関して資産除去債務を計上しています。

（２）当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、計上時から支出までの見込期間は3年から21年、割引率は0%から2.195%を採用しています。なお、耐用年数を経過している物件に関しては見積額全額を計上しています。

（３）当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	12,028	千円
見積りによる増加額	55,000	千円
時の経過による調整額	65	千円
期末残高	67,093	千円

◇ 令和3年度

Ⅰ.重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．評価基準及び評価方法

（1）有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

①満期保有目的の債券　　：償却原価法（定額法）

②その他有価証券

（イ）時価のあるもの　　：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

（ロ）市場価格のない株式等　：移動平均法による原価法

（2）金銭の信託の評価基準及び評価方法

金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに期末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。

（3）棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品　　：移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しています。

その他の棚卸資産　：買取販売品については、移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）、買取販売品以外については、個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しています。

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

3．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び決算事務手続要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

（2）賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

（３）退職給付引当金
　職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。
　なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

（４）役員退職慰労引当金
　役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退任慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

４．収益及び費用の計上基準
　当ＪＡは、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年３月31日改正）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年３月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。
　主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。
①　購買事業
　農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
②　販売事業
　組合員が生産した農畜産物を当ＪＡが直売所等で販売する事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
③　利用事業
　葬祭施設や農業用機械等を共同で利用する事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

④　宅地等供給事業
　組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した一時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。

５．消費税及び地方消費税の会計処理の方法
　消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、５年間で均等償却を行っています。

６．計算書類等に記載した金額の端数処理の方法
　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「０」で表示しています。

７．その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項
（１）事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法
　当ＪＡは、事業別の収益および費用について、事業間取引の相殺消去を行っています。また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

（２）当ＪＡが代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
　購買事業収益のうち、当ＪＡが代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。
　また、販売事業収益のうち、当ＪＡが代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

Ⅱ.会計方針の変更に関する注記

１．収益認識に関する会計基準等の適用

当ＪＡは、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年３月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

これにより、財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

この結果、当事業年度の事業収益及び事業費用がそれぞれ636,368千円減少しています。なお、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

２．時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年７月４日最終改正）第44-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

Ⅲ.会計上の見積りに関する注記

１．貸倒引当金

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金　　334,051　千円※

※貸倒引当金の総額を記載しています。事業別の内訳は、「貸借対照表等の附属明細書」の「引当金等の明細」に記載しています。

(2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸倒引当金の見積りにあたって採用した計上基準については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「引当金の計上基準」に記載しています。また、債務者の実態に応じた財務状況、資金繰り、収益力等を検討したうえで、返済能力を判定し、これを貸倒引当金の見積りに関する主要な仮定としています。

債務者の財務状況、資金繰り、収益力の変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

２．繰延税金資産の回収可能性

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産　157,667　千円（繰延税金負債との相殺前）

(2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(企業会計基準適用指針第26号)」に基づき、一時差異等のスケジューリングの結果、スケジューリング可能な将来減算一時差異等について計上しています。

しかし、当該見積りは将来の不確実な経営環境および当ＪＡの経営状況の影響を受けることから、今後の課税所得の推移状況によって、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により法定実効税率が変更された場合にも、同様の可能性があります。

３．固定資産の減損

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失　　125,842　千円

(2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅳ.貸借対照表に関する注記

１．資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は42,451千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物　　42,451千円

２．担保に供している資産

国債10,056千円を宅地建物取引業法に定められた営業保証金の代用として供託しています。また、定期預金1,500,000千円を為替決済の担保に、定期預金500千円を公金事務取扱いに関する担保にそれぞれ供しています。

３．役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額　　254,016 千円

４．債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）（ｉ）から（ⅳ）までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は231,924千円、危険債権額は460,045千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産

債権のうち、三月以上延滞債権額はありません。貸出条件緩和債権額は88,114千円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は780,084千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

Ⅴ.損益計算書に関する注記

１．減損損失に関する注記

（１）資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当ＪＡは、投資の意思決定を行う際の単位を基礎としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店及び管内全域の直売所機能を果たしている経済センターと園芸センターについては、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場所	用途	種類
加住支店	営業用店舗	建物、器具備品、土地、無形固定資産

（２）減損損失の認識に至った経緯

加住支店については、主な資産である土地の帳簿価額に対する時価の著しい下落と、それを将来回収するキャッシュ・フローの生成が見込めないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

（３）減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

加住支店	125,842 千円	（建物2千円、土地123,943千円） （器具備品1,408千円） （無形固定資産487千円）
合計	125,842 千円	（建物55,555千円、土地81,111千円）

（４）回収可能価額の算定方法

加住支店の固定資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は不動産鑑定評価額に基づく価格から売却手数料相当額を差し引いて算定しています。

Ⅵ.金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当ＪＡは組合員等からお預かりした貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を東京都信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託の有価証券による運用を行っています。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

当ＪＡが保有する金融資産は、主として当ＪＡ管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当ＪＡは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。また、貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っており、不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。資産自己査定の結果、貸倒引当金については経理規程及び決算事務手続要領に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当ＪＡでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当ＪＡの保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する経営会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び経営会議で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当ＪＡで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当ＪＡにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当ＪＡでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.12%上昇したものと想定した場合には、経済価値が199,015千円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

（1）金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	138,588,808	138,590,089	1,280
有価証券			
満期保有目的の債券	200,000	213,420	13,420
その他有価証券	16,529,362	16,529,362	-
貸出金	47,290,441		
貸倒引当金(*1)	△ 334,045		
貸倒引当金控除後	46,956,395	47,425,157	468,761
資産計	202,274,566	202,758,028	483,462
貯金	196,511,936	196,511,036	△899
借入金	500,000	500,000	-
負債計	197,011,936	197,011,036	△899

(*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

（2）金融商品の時価の算定方法に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

なお、預金に含まれる仕組預金の時価は、取引金融機関から提示された価格によっています。

②有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②借入金

一定の期間ごとに区分した借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

（３）市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(１)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	7,768,040
外部出資等損失引当金	0
外部出資等損失引当金控除後	7,768,040

外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　2019年7月4日）第５項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

（４）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	138,588,808	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	200,000
その他有価証券のうち満期があるもの	25,549	9,999	9,999	9,999	9,999	15,858,633
貸出金(*1,2,3)	3,858,299	3,374,644	3,158,348	3,006,046	2,800,112	30,766,841
合　計	142,472,657	3,384,643	3,168,348	3,016,045	2,810,111	46,825,474

（＊1）貸出金のうち、当座貸越90,331千円については「１年以内」に含めています。また、期限のない場合は「５年超」に含めています。

（＊2）貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件326,150千円は償還日が特定できないため、含めていません。

（５）借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	190,504,943	2,710,337	2,605,835	373,611	317,207	-
借入金	500,000	-	-	-	-	-
合　計	191,004,943	2,710,337	2,605,835	373,611	317,207	-

（＊1)貯金のうち、要求払貯金については「１年以内」に含めています。

Ⅶ.有価証券に関する注記

１．有価証券の時価及び評価差額に関する事項

（１）満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	時　価	差　額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	200,000	213,420	13,420
	小　計	200,000	213,420	13,420

（２）その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額(*)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株式			
	債券			
	国債	5,781,586	5,401,261	380,324
	地方債	4,708,572	4,358,764	349,808
	政府保証債	415,990	399,723	16,266
	社債	-	-	-
	受益証券	-	-	-
	小　計	10,906,148	10,159,749	746,398
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	株式			
	債券			
	国債	2,894,004	2,966,523	△72,519
	地方債	-	-	-
	政府保証債	-	-	-
	社債	784,180	801,943	△17,763
	受益証券	1,945,030	2,100,000	△154,970
	小　計	5,623,214	5,868,467	△245,253
合　計		16,529,362	16,028,216	501,145

(*)なお、上記差額から繰延税金負債139,919千円を差し引いた額361,225千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

Ⅷ.退職給付に関する注記

１．退職給付に係る注記

（１）採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会による確定給付企業年金制度及び一般財団法人全国農林漁業団体共済会による退職金共済制度に加入しています。このうち退職金共済制度における当ＪＡの給付額992,800千円を控除したものを退職給付債務としています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

（２）退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金		206,682	千円
退職給付費用		60,457	千円
確定給付企業年金制度への拠出金	△	20,943	千円
退職給付の支払額	△	19,494	千円
期末における退職給付引当金		226,701	千円

（３）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務		803,971	千円
確定給付企業年金制度	△	577,269	千円
未積立退職給付債務		226,701	千円
退職給付引当金		226,701	千円

（４）退職給付に関連する損益

勤務費用	60,457	千円
特定退職金共済制度への拠出金	52,676	千円
臨時に支払った割増退職金	2,000	千円
合計	115,134	千円

２．特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち法定福利費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金16,833千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和３年３月31日現在における令和14年３月までの特例業務負担金の将来見込額は、171,067千円となっています。

Ⅸ.税効果会計に関する注記

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

（単位：千円）

繰延税金資産		
	貸倒引当金	52,375
	退職給付引当金	63,295
	未払法人事業税及び未払特別法人事業税	8,578
	未払法人事業所税	989
	賞与引当金	33,443
	賞与引当金未払保険料	5,308
	役員退職慰労引当金	7,252
	指導支出中否認額	8,375
	減損損失	35,706
	減価償却限度超過額	9,548
	資産除去債務	3,358
	敷金評価損	5,583
	その他	329
	繰延税金資産小計	234,144
	評価性引当額	△76,476
	繰延税金資産合計（A）	157,667
繰延税金負債		
	その他有価証券評価差額金	△139,919
	その他有価証券評価差額金	△76
	繰延税金負債合計（B）	△139,996
繰延税金資産の純額（A）＋（B）		17,670

２．法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.92 %
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.36 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.85 %
住民税均等割等	0.12 %
評価性引当額の増減	△0.49 %
事業分量配当金	△4.33 %
その他	△0.17 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.56 %

Ⅹ.収益認識に関する注記

「Ⅰ.重要な会計方針に係る事項に関する注記における５．収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

１．資産除去債務に関する注記

貸借対照表に計上していない資産除去債務

当ＪＡは、一部事業店舗に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該事業店舗は当ＪＡが事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

貸借対照表に計上している資産除去債務

（１）当該資産除去債務の概要

当ＪＡが所有する建物の一部に使用されている有害物質を除去する義務に関して資産除去債務を計上しています。

（２）当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、計上時から支出までの見込期間は21年、割引率は2.195%を採用しています。なお、耐用年数を経過している物件に関しては見積額全額を計上しています。

（３）当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	11,963	千円
時の経過による調整額	12,028	千円
期末残高	64	千円

剰余金処分計算書

（単位：千円、％）

科　　目	令和3年度 令和4年6月23日総代会承認	令和4年度 令和5年6月28日総代会承認
当期末処分剰余金（A）	799,282	944,122
任意積立金取崩額	450,000	-
剰余金処分額（B）	785,849	484,119
資本準備金	-	-
利益準備金	-	-
任意積立金	700,000	400,000
事業基盤強靭化積立金	（ 700,000 ）	（ 200,000 ）
特別積立金	（ - ）	（ 200,000 ）
出資配当金	18,105	17,888
（出資配当率）	（ 2.00% ）	（ 2.00% ）
事業分量配当金	67,744	66,230
次期繰越剰余金（A－B）	463,433	460,002

注１　事業分量配当金の基準は以下のとおりです。

（単位：千円）

事業区分		令和3年度		令和4年度	
		配当基準	配当金額	配当基準	配当金額
信用	貯　金	定期貯金平均残高の0.12%の割合です。但し、金利上乗せ定期貯金・すこやか定期貯金・担保定期貯金・貸越定期貯金・据置定期貯金は除きます。	67,744	定期貯金平均残高の0.12%の割合です。但し、金利上乗せ定期貯金・すこやか定期貯金・担保定期貯金・貸越定期貯金・据置定期貯金は除きます。	66,230
事　業　分　量　配　当　金　合　計			67,744		66,230

注２　次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額25,000千円が含まれています。

（単位：千円）

項　目	令和3年度	令和4年度
繰越額	18,000	25,000

部門別損益計算書

◇ 令和4年度

（単位：千円）

区　　分	合計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益　①	2,824,126	1,736,742	707,310	210,593	158,308	11,171	
事業費用　②	325,686	54,390	20,873	147,146	74,499	28,775	
事業総利益　③ (①－②)	2,498,440	1,682,351	686,436	63,446	83,809	△17,603	
事業管理費　④	2,052,840	1,132,957	509,672	153,492	135,073	121,644	
(うち減価償却費　⑤)	95,430	54,454	25,206	6,469	4,665	4,634	
(うち人件費　⑤')	(1,499,714)	(761,784)	(407,246)	(123,258)	(108,524)	(98,900)	
※うち共通管理費　⑥		248,141	98,388	21,188	22,021	15,985	△405,725
(うち減価償却費　⑦)		(3,753)	(1,488)	(320)	(333)	(241)	(△6,137)
(うち人件費　⑦')		(151,349)	(60,010)	(12,923)	(13,431)	(9,750)	(△247,464)
事業利益　⑧ (③－④)	445,600	549,393	176,764	△90,045	△51,263	△139,248	
事業外収益　⑨	135,436	82,832	32,843	7,072	7,350	5,336	
※うち共通分⑩		82,832	32,843	7,072	7,350	5,336	△135,436
事業外費用　⑪	63	39	15	3	3	2	
※うち共通分⑫		39	15	3	3	2	△63
経常利益　⑬ (⑧＋⑨－⑪)	580,972	632,187	209,592	△82,976	△43,915	△133,914	
特別利益　⑭	-	-	-	-	-	-	
※うち共通分⑮		-	-	-	-	-	-
特別損失　⑯	5,797	3,545	1,405	302	314	228	
※うち共通分⑰		3,545	1,405	302	314	228	△5,797
税引前当期利益　⑱ (⑬＋⑭－⑯)	575,175	628,642	208,186	△83,278	△44,230	△134,143	
営農指導事業分配賦額　⑲		86,133	34,139	6,827	7,042	△134,143	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益　⑳ (⑱－⑲)	575,175	542,508	174,046	△90,106	△51,273		

※　⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

1．「農業関連事業」とは生産資材購買・販売・倉庫・加工・利用等の事業を指す。
　「生活その他事業」とは生活物資購買・宅地等供給等の事業を指す。

2．共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1)共通管理費等
　管理部門を除いた人頭割、人件費を除いた事業管理日割、事業利益割の平均値

(2)営農指導事業
　管理部門を除いた人頭割、人件費を除いた事業管理日割、事業利益割の平均値（営農指導部門を除く）

3．配賦割合(2の配賦基準で算出した配賦の割合)　（単位：%）

区　　分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	61.17%	24.25%	5.22%	5.42%	3.94%	100.00%
営農指導事業	64.21%	25.45%	5.09%	5.25%		100.00%

◇ 令和3年度

（単位：千円）

区　　分	合計	信　用 事　業	共　済 事　業	農業関連 事　業	生活その他 事　業	営農指導 事　業	共通管 理費等
事業収益　①	2,747,871	1,585,293	759,085	193,474	198,422	11,594	
事業費用　②	338,029	64,676	23,849	131,410	93,635	24,457	
事業総利益　③ (①－②)	2,409,841	1,520,616	735,236	62,064	104,787	△12,863	
事業管理費　④	2,048,094	1,145,319	491,419	140,820	154,879	115,656	
(うち減価償却費　⑤)	65,482	36,761	15,101	5,418	4,618	3,582	
(うち人件費　⑤')	(1,555,803)	(807,939)	(409,161)	(115,364)	(127,686)	(95,651)	
※うち共通管理費　⑥		267,982	103,893	20,147	26,423	16,800	△435,248
(うち減価償却費　⑦)		(4,538)	(1,759)	(341)	(447)	(284)	(△7,371)
(うち人件費　⑦')		(177,872)	(68,959)	(13,372)	(17,538)	(11,151)	(△288,895)
事業利益　⑧ (③－④)	361,746	375,297	243,816	△78,755	△50,092	△128,519	
事業外収益　⑨	137,094	84,409	32,724	6,346	8,323	5,291	
※うち共通分⑩		84,409	32,724	6,346	8,323	5,291	△137,094
事業外費用　⑪	66	40	15	3	4	2	
※うち共通分⑫		40	15	3	4	2	△66
経常利益　⑬ (⑧＋⑨－⑪)	498,775	459,666	276,525	△72,412	△41,773	△123,230	
特別利益　⑭	87,600	53,935	20,910	4,055	5,318	3,381	
※うち共通分⑮		53,935	20,910	4,055	5,318	3,381	△87,600
特別損失　⑯	149,465	92,026	35,677	6,918	9,074	5,769	
※うち共通分⑰		92,026	35,677	6,918	9,074	5,769	△149,465
税引前当期利益　⑱ (⑬＋⑭－⑯)	436,909	421,575	261,758	△75,276	△45,529	△125,618	
営農指導事業分 配賦額　⑲		80,973	31,354	6,243	7,047	△125,618	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益　⑳ (⑱－⑲)	436,909	340,601	230,403	△81,519	△52,576		

※　⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

1．「農業関連事業」とは生産資材購買・販売・倉庫・加工・利用等の事業を指す。
　「生活その他事業」とは生活物資購買・宅地等供給等の事業を指す。

2．共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1)共通管理費等

管理部門を除いた人頭割、人件費を除いた事業管理日割、事業利益割の平均値

(2)営農指導事業

管理部門を除いた人頭割、人件費を除いた事業管理日割、事業利益割の平均値（営農指導部門を除く）

3．配賦割合(2の配賦基準で算出した配賦の割合)　　(単位：%)

区　　分	信　用 事　業	共　済 事　業	農業関連 事　業	生活その他 事　業	営農指導 事　業	計
共通管理費等	61.58%	23.87%	4.62%	6.07%	3.86%	100.00%
営農指導事業	64.46%	24.96%	4.97%	5.61%		100.00%

財務諸表の正確性等にかかる確認

確　認　書

1　私は、当ＪＡの令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。

2　この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。

(1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。

(2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。

(3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和5年7月31日

八王子市農業協同組合

代表理事組合長　田中　和敏

会計監査人の監査

令和3年度及び令和4年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の２第３項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

損益の状況

最近の５事業年度の主要な経営指標

（単位：百万円、口、人、％）

項　　目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益(事業収益)	3,656	3,467	3,293	2,746	2,822
信用事業収益	1,685	1,604	1,553	1,585	1,736
共済事業収益	789	770	748	759	707
購買事業収益	810	740	686	244	246
販売事業収益	126	123	93	81	74
その他事業収益	246	230	213	77	59
経常利益	321	371	316	498	580
当期剰余金	252	271	232	351	480
出資金	920	925	922	919	905
(出資口数)	(920,709)	(925,811)	(922,708)	(919,423)	(905,127)
純資産額	14,204	14,254	14,293	14,306	14,085
総資産額	202,405	204,245	209,967	212,536	210,730
貯金等残高	186,148	188,110	193,996	196,511	195,354
貸出金残高	51,964	48,076	47,638	47,290	46,016
有価証券残高	12,008	13,497	14,825	16,729	18,353
剰余金配当金額	79	81	85	85	83
出資配当額	17	17	18	18	17
事業利用分量配当額	62	64	67	67	66
職員数	211	204	200	193	182
単体自己資本比率	17.52%	17.37%	17.65%	18.30%	18.95%

注　1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
3. 信託業務の取扱は行っておりません。
4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第２号）に基づき算出しております。

直近の２事業年度における事業の状況を示す指標

利益総括表

（単位：千円、％）

項　　目	令和3年度	令和4年度	増 減
資金運用収益	1,511,334	1,571,608	60,274
役務取引等収益	49,247	48,684	△563
その他事業直接収益	-	64,552	64,552
その他経常収益	24,711	51,895	27,184
計	1,585,292	1,736,739	151,447
資金調達費用	13,656	11,891	△1,765
役務取引等費用	18,092	14,487	△3,605
その他事業直接費用	-	84,390	84,390
その他経常費用	32,928	△56,378	△89,306
計	64,676	54,390	△10,286
資金運用収支	1,497,678	1,559,717	62,039
役務取引等収支	31,155	34,197	3,042
その他信用事業収支	△8,217	88,435	96,652
信用事業粗利益	1,528,833	1,574,076	45,243
（信用事業粗利益率）	0.76%	0.78%	0.02%
事業粗利益	2,482,575	2,470,918	△11,657
（事業粗利益率）	1.18%	1.17%	-0.01%
事業純益	434,481	418,078	△16,403
実質事業純益	434,481	418,078	△16,403
コア事業純益	434,481	437,916	3,435
コア事業純益（投資信託解約損益を除く。）	434,481	437,916	3,435

注：信用事業粗利益＝信用事業収益（その他経常収益を除く。）－信用事業費用（その他経常費用を除く。）＋金銭の信託運用見合費用

信用事業粗利益率＝信用事業粗利益÷信用事業資産平均残高×１００

事業粗利益＝事業総利益－信用事業に係るその他経常収益－信用事業以外に係るその他の収益＋信用事業に係るその他経常費用＋信用事業以外に係るその他の費用＋事業外収益の受取出資配当金＋金銭の信託運用見合費用

事業粗利益率の計算式を「事業総利益÷総資産（債務保証見返を除く）平均残高×１００」から「事業粗利益÷総資産（債務保証見返を除く）平均残高×１００」に変更しています。

事業純益＝事業粗利益－事業管理費－一般貸倒引当金繰入額（全事業合計。全事業合計で一般貸倒引当金戻入益となる場合はして計算しています。）

実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額

コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益

コア事業純益（投資信託解約損益を除く。）＝コア事業純益－投資信託解約損益

資金運用収支の内訳

（単位：百万円、%）

項　　目	令和3年度			令和4年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	200,083	1,511	0.75%	201,816	1,571	0.77%
うち預金	138,432	870	0.62%	136,316	892	0.65%
うち有価証券	14,329	130	0.90%	19,063	169	0.88%
うち貸出金	47,322	510	1.07%	46,437	509	1.09%
資金調達勘定	195,524	13	0.00%	196,804	11	0.00%
うち貯金・定期積金	195,024	13	0.00%	196,394	11	0.00%
うち借入金	500	-	0.00%	410	-	0.00%
総資金利ざや			0.16%			0.19%

注　1.　総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率(資金調達利回り＋経費率)
　　2.　資金運用勘定の利息欄の預金には、東京都信用農業協同組合連合会及び農林中央金庫からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

受取・支払利息の増減額

（単位：百万円）

項　　目	令和3年度増減額	令和4年度増減額
受取利息	34	60
うち貸出金	△13	△1
うち有価証券	6	39
うち預金	40	22
支払利息	△8	△2
うち貯金・定期積金	△8	△2
差し引き	42	62

注　1.　増減額は前年度対比です。
　　2.　受取利息の預金には、東京都信用農業協同組合連合会及び農林中央金庫からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

信用事業

貯金

1　科目別・貯金平均残高

（単位：百万円、%）

種　　類	令和3年度	令和4年度	増 減
流動性貯金	105,291 （ 53.9% ）	109,446 （ 55.7% ）	4,155
定期性貯金	89,653 （ 45.9% ）	86,883 （ 44.2% ）	△2,770
その他の貯金	79 （ 0.2% ）	81 （ 0.1% ）	2
計	195,023 （ 100.0% ）	196,411 （ 100.0% ）	1,388
譲渡性貯金	－ （ 0.0% ）	－ （ 0.0% ）	－
合　　計	195,023 （ 100.0% ）	196,411 （ 100.0% ）	1,388

注　1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
　　2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
　　3. （　）内は構成比

2　定期貯金残高

（単位：百万円、%）

種　　類	令和3年度	令和4年度	増 減
定期貯金	88,423 （ 100.0% ）	84,219 （ 100.0% ）	△4,204
うち固定金利定期	88,423 （ 100.0% ）	84,219 （ 100.0% ）	△4,204
うち変動金利定期	－ （ 0.0% ）	－ （ 0.0% ）	－

注　1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
　　2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
　　3. （　）内は構成比

3　財形貯蓄残高

（単位：百万円）

種　　類	令和3年度	令和4年度	増 減
財形貯蓄残高	－	－	－

貸出金

1　科目別・貸出金平均残高

（単位：百万円、%）

種　　類	令和3年度	令和4年度	増 減
手形貸付金	－（ 0.0%）	－（ 0.0%）	－
証書貸付金	47,226（ 99.7%）	46,356（ 99.8%）	△870
当座貸越	95（ 0.2%）	81（ 0.1%）	△14
制度資金貸付金	－（ 0.0%）	－（ 0.0%）	－
金融機関貸付金	－（ 0.0%）	－（ 0.0%）	－
割引手形	－（ 0.0%）	－（ 0.0%）	－
合　　計	47,322（ 100.0%）	46,437（ 100.0%）	△885

（　）内は構成比

2　業種別の貸出金残高

（単位：百万円、%）

種　　類	令和3年度	令和4年度	増 減
農業	582（ 1.2%）	554（ 1.2%）	△28
林業	－（ 0.0%）	－（ 0.0%）	－
水産業	－（ 0.0%）	－（ 0.0%）	－
製造業	581（ 1.2%）	517（ 1.1%）	△64
電気・ガス・熱供給水道業	21（ 0.0%）	10（ 0.0%）	△11
運輸・通信業	288（ 0.6%）	318（ 0.6%）	30
金融・保険業	201（ 0.4%）	186（ 0.4%）	△15
卸売・小売業・ｻｰﾋﾞｽ業・飲食業	3,080（ 6.5%）	2,909（ 6.3%）	△171
地方公共団体	－（ 0.0%）	－（ 0.0%）	－
非営利法人	－（ 0.0%）	－（ 0.0%）	－
その他	42,532（ 89.9%）	41,518（ 90.2%）	△1,014
合　　計	47,290（ 100.0%）	46,016（ 100.0%）	△1,274

（　）内は構成比

3　貸出金の担保別内訳残高

（単位：百万円）

種　　類	令和3年度	令和4年度	増 減
貯金・定期積金等	647	487	△160
有価証券	－	－	－
動　産	－	－	－
不動産	45,117	43,901	△1,216
その他担保物	－	－	－
小　　計	45,764	44,388	△1,376
農業信用基金協会保証	534	561	27
その他保証	417	494	77
小　　計	951	1,055	104
信　用	576	573	△3
合　　計	47,290	46,016	△1,274

4　貸出金の金利条件別内訳残高

（単位：百万円、%）

種　　類	令和3年度	令和4年度	増 減
固定金利貸出	1,307（ 2.7%）	12,011（ 26.1%）	10,704
変動金利貸出	33,492（ 70.8%）	33,929（ 73.7%）	437
合　　計	47,290（ 100.0%）	46,016（ 100.0%）	△1,274

（　）内は構成比

5　貸出金の使途別内訳残高

（単位：百万円）

種　　類	令和3年度	令和4年度	増 減
運転資金	77（ 0.1%）	16（ 0.0%）	△61
設備資金	32,099（ 67.8%）	30,236（ 65.7%）	△1,863
生活資金	15,014（ 31.7%）	15,679（ 34.0%）	665
その他	97（ 0.2%）	81（ 0.1%）	△16
合　　計	47,290（ 100.0%）	46,016（ 100.0%）	△1,274

（　）内は構成比

6　債務保証見返額の担保別内訳残高

（単位：百万円）

種　　類	令和3年度	令和4年度	増 減
貯金・定期積金等	－	－	－
有価証券	－	－	－
動産	－	－	－
不動産	－	－	－
その他担保物	－	－	－
計	－	－	－
信用	－	－	－
合　　計	－	－	－

7　主要な農業関係の貸出金残高

①　営農類型別

（単位：百万円）

種　　類	令和3年度	令和4年度	増 減
農業	－	－	－
穀作	－	－	－
野菜・園芸	66	57	△9
果樹・樹園農業	－	－	－
工芸作物	－	－	－
養豚・肉牛・酪農	24	40	16
養鶏・養卵	4	3	△1
養蚕	－	－	－
その他農業	125	159	34
農業関連団体等	－	－	－
合　　計	220	259	39

(注)　1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。
なお、貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、ＪＡや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

②　資金種類別

〔貸出金〕

（単位：百万円）

種　　類	令和3年度	令和4年度	増 減
プロパー資金	219	258	39
農業制度資金	1	1	△0
農業近代化資金	1	1	△0
その他制度資金	－	－	－
合　　計	220	259	39

(注)　1. プロパー資金とは、当ＪＡ原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的又は間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでＪＡが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーＳ資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

（単位：百万円）

種　　類	令和3年度	令和4年度	増 減
日本政策金融公庫資金	－	－	－
その他	－	9	9
合　　計	－	9	9

（注）　日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

8　農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

（単位：百万円）

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和4年度	226	137	-	88	226
	令和3年度	231	128	-	103	231
危険債権	令和4年度	404	84	247	72	404
	令和3年度	460	96	277	85	460
要管理債権	令和4年度	11	4	-	-	4
	令和3年度	88	52	-	-	52
三月以上延滞債権	令和4年度	-	-	-	-	-
	令和3年度	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	令和4年度	11	4	-	-	4
	令和3年度	88	52	-	-	52
小　　計	令和4年度	642	226	247	161	635
	令和3年度	780	277	277	188	744
正常債権	令和4年度	45,391				
	令和3年度	46,526				
合　　計	令和4年度	46,033				
	令和3年度	47,306				

(注) 1.　破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2.　危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3.　要管理債権
4.「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5.「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4.　三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5.　貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6.　正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

9　貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

区　　分	令和3年度					令和4年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	149	145	-	149	145	145	36	-	145	36
個別貸倒引当金	217	188	-	217	188	188	161	-	188	161
合　　計	366	333	-	366	333	333	197	-	333	197

10　貸出金償却の額

（単位：百万円）

項　　目	令和3年度	令和4年度
貸出金償却額	-	-

11　元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

為替

1　内国為替取扱実績

（単位：千件、百万円）

種類		令和3年度		令和4年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	18	83	24	112
	金額	14,826	29,536	20,878	38,076
代金取立為替	件数	0	0	0	0
	金額	8	-	15	-
雑為替	件数	3	3	5	4
	金額	10,139	10,097	16,095	16,063
合　　計	件数	21	86	29	116
	金額	24,973	39,633	36,988	54,139

2　外国為替取扱実績

該当する取引はありません。

3　外貨建資産残高

該当する取引はありません。

証券・窓販

1　公共債窓販実績

（単位：百万円）

種類	令和3年度	令和4年度
公共債窓販実績	-	-

2　公共債ディーリング実績

該当する取引はありません。

有価証券等

1　種類別有価証券平均残高

（単位：百万円）

種　　類	令和3年度	令和4年度	増 減
国債	7,096	9,797	2,701
地方債	4,566	4,545	△ 21
政府保証債	399	399	-
金融債	-	-	-
社債	167	2,243	2,076
株式	-	-	-
受益証券	2,099	2,078	△ 21
その他証券	-	-	-
合　　計	14,329	19,063	4,734

2　商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

3　有価証券残存期間別残高

（単位：百万円）

種　　類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
令和3年度								
国債	9	-	-	-	-	8,357	-	8,367
地方債	21	19	19	419	419	3,657	-	4,558
政府保証債	-	-	-	-	-	399	-	399
金融債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	-	-	-	-	-	801	-	801
株式	-	-	-	-	-	-	-	-
受益証券	-	-	-	100	2,000	-	-	2,100
その他証券	-	-	-	-	-	-	-	-
令和4年度								
国債	-	-	-	-	600	9,245	-	9,845
地方債	21	19	219	619	419	3,236	-	4,537
政府保証債	-	-	-	-	-	399	-	399
金融債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	-	-	-	-	-	2,501	-	2,501
株式	-	-	-	-	-	-	-	-
受益証券	-	-	-	1,400	-	-	-	1,400
その他証券	-	-	-	-	-	-	-	-

４　有価証券の時価情報等

①売買目的有価証券

（単位：百万円）

	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	－	－	－	－

②満期保有目的の債券

（単位：百万円）

	種　　類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	－	－	－	－	－	－
	地方債	200	213	13	200	210	10
	政府保証債	－	－	－	－	－	－
	金融債	－	－	－	－	－	－
	短期社債	－	－	－	－	－	－
	社債	－	－	－	－	－	－
	その他の証券	－	－	－	－	－	－
	小計	200	213	13	200	210	10
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	－	－	－	－	－	－
	地方債	－	－	－	－	－	－
	政府保証債	－	－	－	－	－	－
	金融債	－	－	－	－	－	－
	短期社債	－	－	－	－	－	－
	社債	－	－	－	－	－	－
	その他の証券	－	－	－	－	－	－
	小計	－	－	－	－	－	－
合　　計		200	213	13	200	210	10

③その他有価証券

（単位：百万円）

	種　　類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を越えるもの	株式	-	-	-	-	-	-
	債券	10,906	10,159	746	6,176	5,789	386
	国債	5,781	5,401	380	2,875	2,689	185
	地方債	4,708	4,358	349	3,192	2,999	192
	政府保証債	415	399	16	108	99	8
	社債	-	-	-	-	-	-
	その他の証券	-	-	-	-	-	-
	小計	10,906	10,159	746	6,176	5,789	386
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を越えないもの	株式	-	-	-	-	-	-
	債券	5,623	5,868	△ 245	11,976	12,695	△ 718
	国債	2,894	2,966	△ 72	6,858	7,155	△ 297
	地方債	-	-	-	1,300	1,338	△ 37
	政府保証債	-	-	-	287	299	△ 11
	社債	784	801	△ 17	2,287	2,501	△ 214
	その他の証券	1,945	2,100	△ 154	1,242	1,400	△ 157
	小計	5,623	5,868	△ 245	11,976	12,695	△ 718
合　　計		16,529	16,028	501	18,153	18,485	△ 332

5　金銭の信託の時価情報

①運用目的の金銭の信託

（単位：百万円）

	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	－	－	－	－

②満期保有目的の金銭の信託

（単位：百万円）

	令和3年度					令和4年度				
	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
満期保有目的の金銭の信託	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

（注）「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」、「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

③その他の金銭の信託

（単位：百万円）

	令和3年度					令和4年度				
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

（注）「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」、「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

6　デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

共済事業

1　長期共済新契約高・長期共済保有高

（単位：百万円）

種類		令和3年度		令和4年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
生命系	終身共済	3,496	79,200	2,660	77,913
	定期生命共済	371	1,278	178	1,374
	養老生命共済	794	25,536	682	23,650
	（うちこども共済）	453	10,177	331	9,694
	医療共済	76	4,148	35	3,822
	がん共済	-	214	-	210
	定期医療共済	-	448	-	403
	介護共済	286	2,005	108	2,102
	年金共済	-	195	-	168
建物更生共済		41,215	346,020	37,391	345,283
合計		46,239	459,046	41,057	454,927

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む)を記載しています。

2　医療系共済の共済金額保有高

（単位：百万円）

種類	令和3年度		令和4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	0	32	-	29
	95	99	70	170
がん共済	0	8	-	8
定期医療共済	-	1	-	-
合計	0	41	-	38
	95	98	70	170

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

3　介護系その他の共済の共済金額保有高

（単位：百万円）

種類	令和3年度		令和4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	353	2,763	132	2,825
認知症共済	-	-	152	152
生活障害共済（一時金型）	321	692	35	608
生活障害共済（定期年金型）	21	70	10	77
特定重度疾病共済	294	540	69	516

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

4　年金共済の年金保有高

（単位：百万円）

種　　類	令和3年度		令和4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	510	4,185	279	4,241
年金開始後	-	1,380	-	1,377
合　　計	510	5,565	279	5,618

（注）金額は、年金年額を記載しています。

5　短期共済新契約高

（単位：件、百万円）

種　　類	令和3年度			令和4年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火災共済	1,784	26,162	23	1,679	25,201	22
自動車共済	8,540		394	8,371		383
傷害共済	228	875	-	682	2,406	-
定額定期生命共済	10	34	-	9	32	-
賠償責任共済	291		-	274		-
自賠責共済	1,047		19	1,112		20
合　　計	11,900		438	12,127		427

（注）「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線）を記載しています。

経済事業

1　購買事業

（単位：千円）

種　　類	令和3年度	令和4年度
	供給高	供給高
生産資材		
肥料	38,353	45,960
農薬	140,733	135,737
飼料	23,012	28,859
農業機械	64,407	68,735
包装資材	6,829	7,377
保温資材	24,481	36,482
その他	68,573	41,901
小　　計	366,391	365,054
生活物資		
食品	184,821	170,797
生鮮食品	81,954	76,840
一般食品	102,867	93,957
衣料品	1,518	1,747
耐久消費財	130,857	117,823
日用保健雑貨	12,579	11,131
小　　計	329,775	301,499
合　　計	696,166	666,553

（注）供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

2　販売事業

①受託販売

（単位：千円）

種　　類	令和3年度	令和4年度
	取扱高	取扱高
野菜	249,013	250,737
花き・花木	1,238	3,477
肉畜	30,757	31,128
まゆ	229	125
合　　計	281,240	285,467

（注）取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

②買取販売

（単位：千円）

種　　類	令和3年度	令和4年度
	販売高	販売高
米	71,761	67,350
野菜	1,169	1,361
合　　計	72,930	68,711

（注）販売高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

その他の事業

1　宅地等供給事業

（単位：千円）

項　　目	令和3年度	令和4年度
収益		
受託宅地等供給収益	50,264	32,463
合　　計	50,264	32,463
費用		
受託宅地等供給費用	315	237
合　　計	315	237
差　引　利　益	49,949	32,226

2　指導事業

（単位：千円）

項　　目	令和3年度	令和4年度
収入		
指導雑収入	11,594	11,171
合　　計	11,594	11,171
支出		
営農改善費	14,392	15,109
生活文化事業費	269	4,733
教育情報費	5,576	5,792
健康管理費	1,671	2,549
指導雑費	2,547	590
合　　計	24,457	28,775
収　支　差　額	△12,863	△17,604

3　利用事業

（単位：千円）

項　　目	令和3年度	令和4年度
収益		
利用収益	15,601	15,631
合　　計	15,601	15,631
費用		
利用費用	-	-
合　　計	-	-
差　引　利　益	15,601	15,631

経営諸指標

1　その他の諸指標

（単位：百万円）

項　　目	令和3年度	令和4年度
◆信用事業関係		
一職員当り貯金残高	2,771	3,294
一店舗当り貯金残高	21,834	32,559
一職員当り貸出金残高	2,955	3,173
一店舗当り貸出金残高	5,254	7,669
◆共済事業関係		
一職員当り長期共済保有高	9,746	10,177
一店舗当り長期共済保有高	51,005	75,821
◆経済事業関係		
一職員当り購買品取扱高	47	60
一職員当り販売品販売高	140	81
一店舗当り購買品取扱高	139	133

注：　一職員当り・一店舗当りの計数については、当該事業に従事している職員数・当該事業を行っている店舗数をもとに算定しています。職員には、嘱託・パートタイマーを含んでいません。

2　利益率

（単位：％）

種　　類	令和3年度	令和4年度	増 減
総資産経常利益率	0.20%	0.20%	0.00%
資本経常利益率	3.40%	4.00%	0.60%
総資産当期純利益率	0.10%	0.20%	0.10%
資本当期純利益率	2.40%	3.30%	0.90%

注　1. 総資産経常利益率＝経常利益÷総資産（債務保証見返を除く）平均残高×１００
2. 資本経常利益率＝経常利益÷純資産勘定平均残高×１００
3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）÷総資産（債務保証見返を除く）平均残高×１００
4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）÷純資産勘定平均残高×１００

3　貯貸率・貯証率

（単位：％）

種　　類		令和3年度	令和4年度	増 減
貯貸率	期末	24.00%	23.50%	-0.50%
	期中平均	24.20%	23.60%	-0.60%
貯証率	期末	8.50%	9.30%	0.80%
	期中平均	7.30%	9.70%	2.40%

自己資本の充実の状況

1　自己資本の構成に関する事項

（単位：百万円、％）

項　　目	令和3年度	令和4年度
＜コア資本に係る基礎項目＞		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	13,858	14,240
うち、出資金及び資本準備金の額	928	913
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	13,025	13,420
うち、外部流出予定額（△）	85	84
うち、上記以外に該当するものの額	△9	△10
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	145	36
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	145	36
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
うち、回転出資金の額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の４５パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）	14,004	14,277
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	12	16
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	12	16
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る１０パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る１５パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）	12	16
自己資本		
自己資本の額　（（イ）－（ロ））　（ハ）	13,991	14,261

（単位：百万円、％）

項　　目	令和3年度	令和4年度
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	72,013	70,753
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	－	－
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	－	－
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８パーセントで除して得た額	4,427	4,467
信用リスク・アセット調整額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	－
リスク・アセット等の額の合計額　（二）	76,440	75,220
＜自己資本比率＞		
自己資本比率　（（八）／（二））	18.30%	18.95%

注　1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第２号）に基づき算出しています。

2. 当ＪＡは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

3. 当ＪＡが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2　自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

（単位：百万円）

信用リスク・アセット	令和3年度			令和4年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	522	-	-	444	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	8,377	-	-	9,855	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	4,571	-	-	4,550	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	400	-	-	400	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	138,590	27,718	1,108	136,103	27,220	1,088
法人等向け	817	410	16	2,519	1,261	50
中小企業等向け及び個人向け	1,374	697	27	1,330	652	26
抵当権付住宅ローン	13,792	4,746	189	12,392	4,126	165
不動産取得等事業向け	15,215	14,834	593	14,178	13,841	553
三月以上延滞等	3	5	-	3	5	-
取立未済手形	20	4	-	20	4	-
信用保証協会等保証付	15,883	1,581	63	17,267	1,719	68
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
出資等	377	377	15	377	377	15
（うち出資等のエクスポージャー）	377	377	15	377	377	15
（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
上記以外	10,449	21,633	865	10,319	21,539	861
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資金調達手段に係るエクスポージャー）	7,390	18,475	739	7,446	18,615	744
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	162	406	16	178	446	17
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に関するエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に係る５％基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち上記以外のエクスポージャー）	2,897	2,752	110	2,694	2,476	99

証券化	－	－	－	－	－	－
（うちＳＴＣ要件適用分）	－	－	－	－	－	－
（うち非ＳＴＣ適用分）	－	－	－	－	－	－
再証券化	－	－	－	－	－	－
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	2,100	4	－	1,400	4	－
（うちルックスルー方式）	2,100	4	－	1,400	4	－
（うちマンデート方式）	－	－	－	－	－	－
（うち蓋然性方式250%）	－	－	－	－	－	－
（うち蓋然性方式400%）	－	－	－	－	－	－
（うちフォールバック方式）	－	－	－	－	－	－
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	－	－	－	－	－	－
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	－	－	－	－	－	－
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	212,496	72,013	2,880	211,164	70,753	2,830
ＣＶＡリスク相当額÷８％	－	－	－	－	－	－
中央清算機関関連エクスポージャー	－	－	－	－	－	－
合計（信用リスク・アセットの額）	212,496	72,013	2,880	211,164	70,753	2,830
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を８％で除して得た額　a		所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当額を８％で除して得た額　a		所要自己資本額 b=a×4%
	4,427		177	4,467		178
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)合計 a		所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット(分母)合計 a		所要自己資本額 b=a×4%
	76,440		3,057	75,220		3,008

(注)
1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から３カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが１５０%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当ＪＡでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
＜オペレーショナル・リスク相当額を８％で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）×１５％の直近３年間の合計額}}{\text{直近３年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

３　信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当ＪＡでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

（ア）　リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適　格　格　付　機　関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

（イ）　リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I,Moody's,JCR,S&P,Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I,Moody's,JCR,S&P,Fitch	

②信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		令和3年度				令和4年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー
国内		210,396	47,306	14,152	3	209,764	46,033	17,314	3
国外		-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計		210,396	47,306	14,152	3	209,764	46,033	17,314	3
法人	農業	184	3	-	-	183	2	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	568	568	-	-	508	508	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	802	-	802	-	2,507	-	2,507	-
	運輸・通信業	400	-	400	-	400	-	400	-
	金融・保険業	146,182	-	-	-	143,751	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	849	833	-	-	1,037	1,021	-	-
	日本国政府・地方公共団体	12,948	-	12,948	-	14,405	-	14,405	-
	上記以外	540	540	-	-	520	520	-	-
個人		45,361	45,360	-	-	43,980	43,980	-	-
その他		2,558	-	-	-	2,468	-	-	-
業種別残高計		210,396	47,306	14,152	-	209,764	46,033	17,314	-
１年以下		138,987	387	10		131,870	367	-	
１年超３年以下		810	810	-		5,388	788	-	
３年超５年以下		1,581	1,581	-		1,723	1,522	200	
５年超７年以下		2,423	2,021	401		2,537	1,935	602	
７年超１０年以下		4,814	4,413	401		6,072	5,071	1,001	
１０年超		51,237	37,899	13,338		51,669	36,160	15,509	
期限の定めのないもの		10,542	194	-		10,501	187	-	
残存期間別残高計		210,396	47,306	14,152		209,764	46,033	17,314	

(注)
1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

区分	令和3年度					令和4年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	149	145	-	149	145	145	36	-	145	36
個別貸倒引当金	217	188	-	217	188	188	161	-	188	161

④業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

（単位：百万円）

区分		令和3年度						令和4年度					
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
国内		217	188	-	217	188		188	161	-	188	161	
国外		-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	
地域別計		217	188	-	217	188		188	161	-	188	161	
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気･ガス･熱供給･水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売･小売･飲食･ｻｰﾋﾞｽ業	-	-	-	-	102	-	-	-	-	-	88	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人		-	-	-	-	85	-	-	-	-	-	72	-
業種別計		-	-	-	-	188	-	-	-	-	-	181	-

⑤信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

（単位：百万円）

		令和3年度			令和4年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト0%	-	14,857	14,857	-	16,120	16,120
	リスク・ウェイト2%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト4%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト10%	-	15,816	15,816	-	17,194	17,194
	リスク・ウェイト20%	-	138,610	138,610		137,243	137,243
	リスク・ウェイト35%	-	13,568	13,568	-	11,253	11,253
	リスク・ウェイト50%	802	302	1,105	2,507	377	2,885
	リスク・ウェイト75%	-	729	729	-	599	599
	リスク・ウェイト100%	-	18,152	18,152	-	16,839	16,839
	リスク・ウェイト150%	-	3	3	-	3	3
	リスク・ウェイト250%	-	7,552	7,552	-	7,625	7,625
	その他	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイト1250%		-	-	-	-	-	-
計		802	209,594	210,396	2,507	207,257	209,764

（注）
1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ･バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

４　信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし，証券化エクスポージャーについては，これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で，算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし，エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について，被保証債権のリスク・ウェイトに代えて，保証人のリスク･ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位：百万円）

区　　分	令和3年度		令和4年度	
	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	400	－	400
地方三公社向け	－	－	－	－
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	－	－	－	－
法人等向け	－	－	－	－
中小企業等向け及び個人向け	2	300	9	446
抵当権住宅ローン	4	－	2	948
不動産取得等事業向け	1	－	－	－
三月以上延滞等	－	－	－	－
証券化	－	－	－	－
中央清算機関関連	－	－	－	－
上記以外	－	1	－	102
合　　計	8	703	11	1,897

（注）
1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」は、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から３カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが１５０％になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したいもの（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5　派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6　証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7　出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①その他有価証券、②系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

②系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、②系統及び系統外出資は取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を計上、または取得原価から毀損の状況に応じて直接償却を実施しています。
①その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額を「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

（単位：百万円）

	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	－	－	－	－
非上場	7,768	7,768	7,824	7,824
合計	7,768	7,768	7,824	7,824

(注)　「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

（単位：百万円）

令和3年度			令和4年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
－	－	－	－	－	－

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

（単位：百万円）

令和3年度		令和4年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
－	－	－	－

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

（単位：百万円）

令和3年度		令和4年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
－	－	－	－

８　リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	令和3年度	令和4年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	2,100	1,400
マンデート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	-	-

９　金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当ＪＡでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
  当ＪＡでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
  当ＪＡは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- 金利リスク計測の頻度
  毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

- ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明
  当ＪＡは、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」(日本公認会計士協会)に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当ＪＡでは、経済価値ベースの金利リスク量（⊿EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の３シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
  流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

- 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
  流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- 流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提
  流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
  固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- 複数の通貨の集計方法およびその前提
  通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
  一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- 内部モデルの使用等、⊿ＥＶＥおよび⊿ＮＩＩに重大な影響を及ぼすその他の前提
  内部モデルは使用しておりません。

- 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
  ⊿EVEの前事業年度末からの変動要因は、有価証券の増加と貯金の減少によるものです。

- 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
  該当ありません。

◇⊿ＥＶＥおよび⊿ＮＩＩ以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- 金利ショックに関する説明
  リスク資本配賦管理としてＶａＲで計測する市場リスク量を算定しています。
- 金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる⊿ＥＶＥおよび⊿ＮＩＩと大きく異なる点
  特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB１：金利リスク					
項番		⊿EVE		⊿NII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	1,544	1,651	-	-
2	下方パラレルシフト	-	-	-	9
3	スティープ化	1,757	1,864		
4	フラット化	-	-		
5	短期金利上昇	-	-		
6	短期金利低下	-	-		
7	最大値	1,757	1,864	-	9
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	13,991		14,255	

(注)
1. 「⊿EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
2. 「⊿NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス１を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
5. 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
6. 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
7. 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日　時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
8. 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス１を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

役員等の報酬体系

1　役員

（1）対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいいます。

（2）役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の２種類で、令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総代会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

（単位：千円）

	支給総額（注2）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員（注1）に対する報酬等	70,052	-

（注１）　対象役員は，理事23名，監事5名です。（期中に退任した者を含む。）

（注２）　退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額）によっています。

（3）対象役員の報酬等の決定等について

①　役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総代会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお，業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

②　役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額にて算定し、総代会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退任慰労金規程に基づき、理事については理事会，監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2　職員等

（1）対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当ＪＡの職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当ＪＡの業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

(注1)　対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

(注2)　「同等額」は，令和4年度に当ＪＡの常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

(注3)　令和4年度において当ＪＡの常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりませんでした。

3　その他

当ＪＡの対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

当組合の組織

1　組合員数

（単位：人、団体）

種　　類	令和3年度	令和4年度	増 減
正組合員数	3,193	3,130	△63
個人	3,188	3,121	△67
法人	5	9	4
准組合員数	12,805	12,720	△85
個人	12,798	12,714	△84
法人	7	6	△1
合　　計	15,998	15,850	△148

2　組合員組織の状況

（令和5年3月31日 現在）

組　織　名	構成員数
青壮年部	81　人
女性部	194　人
野菜部会	152　人
植木部会	28　人
酪農部会	12　人
畜産部会	9　人
花卉部会	8　人
きのこ部会	12　人
資産管理部会	392　人
農業所得申告部会	849　人
酪農ヘルパー利用組合	12　人
パッションフルーツ生産部会	13　人
植木市運営協議会	21　人
都市農政推進協議会	29　人
年金友の会	7441　人
JA八王子ゴルフ会	275　人

当ＪＡの組合員組織を記載しています。

3　役員一覧

（令和5年3月31日 現在）

役職名	氏　　名	常勤・非常勤の別	役職名	氏　　名	常勤・非常勤の別
代表理事組合長	原島　元義	常勤	理事	清水　清次	非常勤
代表理事副組合長	田中　和敏	常勤	理事	太田　正利	非常勤
常務理事	橋山　孝	常勤	理事	水越　政次	非常勤
常務理事	井上　正明	常勤	理事	山田　智恵子	非常勤
理事	山﨑　研二	非常勤	理事	小泉　渉	非常勤
理事	内田　實	非常勤	理事	栗原　康次	非常勤
理事	山本　昌宏	非常勤	理事	磯沼　正徳	非常勤
理事	髙麗　茂樹	非常勤	理事	平　隆	非常勤
理事	羽生沢　良江	非常勤	代表監事	大澤　敬之	非常勤
理事	飯田　常雄	非常勤	常勤監事	荒野　正人	常勤
理事	岡田　武雄	非常勤	監事	瀬沼　茂	非常勤
理事	数馬　武治	非常勤	監事	秋田　和美	非常勤
理事	井出　茂樹	非常勤	監事	岸　優	非常勤
理事	設樂　聖一	非常勤			

4　職員

（単位：人）

項　　目	令和3年度			令和4年度		
	男性	女性	計	男性	女性	計
一般職員	104	77	181	96	73	169
営農指導員	11	1	12	11	2	13
合　　計	115	78	193	107	75	182

5　組織機構図

（令和5年3月31日 現在）

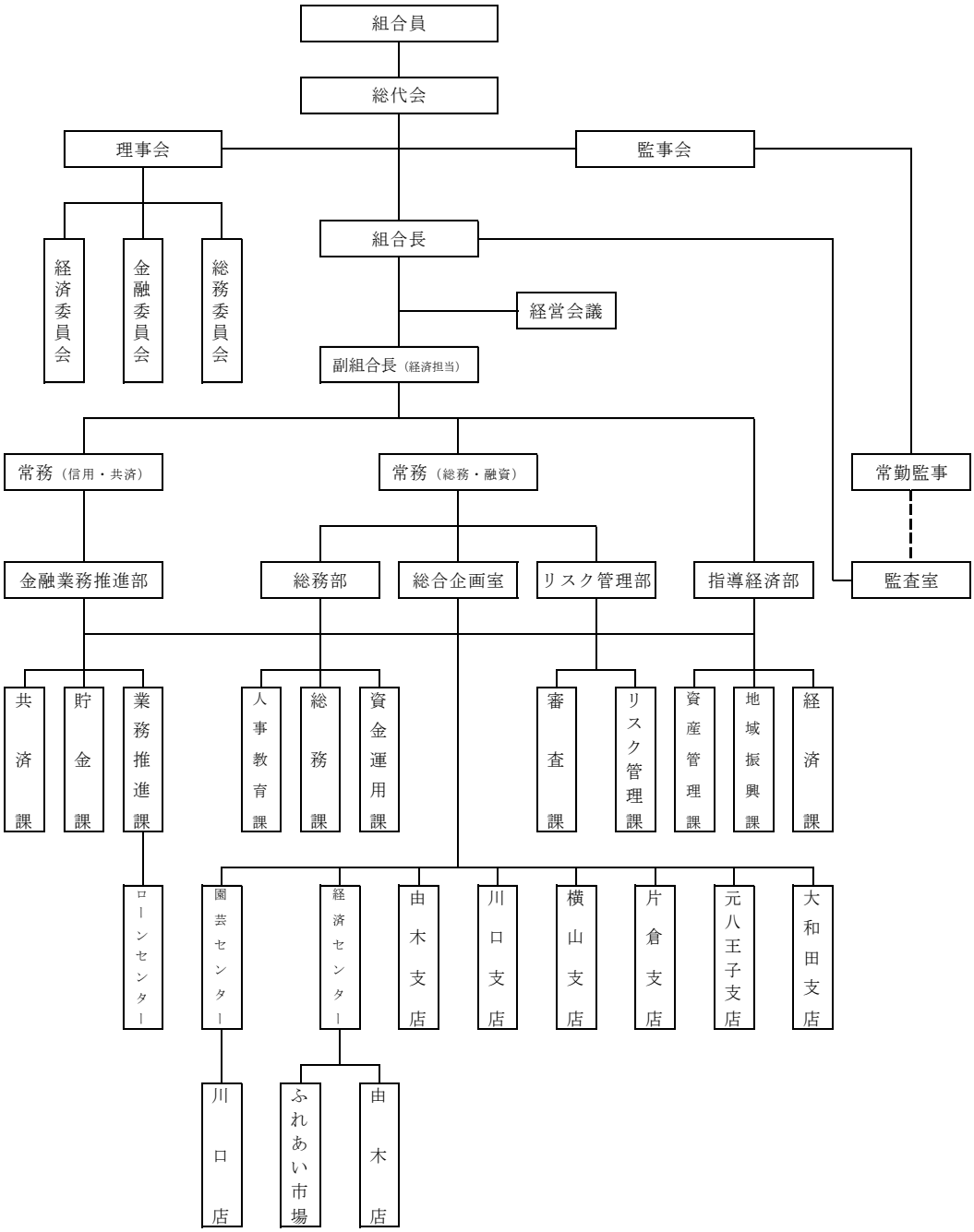

6　地区一覧

（令和5年3月31日 現在）

八王子市全域

７　沿革・歩み

昭和２３年	３月	八王子市由木農協を設立。
	４月	横山農協を設立。
	５月	八王子農協を設立。
	５月	川口農協を設立。
	５月	浅川農協を設立。
	６月	八王子市加住農協を設立。
昭和６１年	４月	市内６農協が合併し、八王子市農協を設立。
	９月	由井支店にＡＴＭを設置し、全店舗ＡＴＭ設置を完了。
昭和６３年	３月	八王子支店を大和田支店に、由井支店を片倉支店に名称変更を行う。
	３月	片倉支店を新築し移転。
平成　元年	３月	大塚支店を開設。
	４月	園芸センター（直販施設）落成。
平成　２年	５月	楢原支店を新築し移転。
３年	２月	サンデーバンキングを開始。
	３月	貯金残高１，０００億円を突破。
４年	４月	農協の愛称を「ＪＡ」とし、八王子市農協を「ＪＡ八王子」とする。
	８月	長期共済保有高４，０００億円突破。
５年	１月	第３次オンラインシステム稼動。
７年	１月	葬祭事業の業務提携開始。
	７月	農機具センターオープン。
	７月	店頭精米所オープン。
８年	４月	夕やけ小やけ文化農園内に農産物直売所を開設。
９年	１０月	長期共済保有契約５，０００億円達成。
１０年	７月	元八王子支店　新築オープン。
１０年	８月	大塚支店を新築し移転。
１１年	６月	介護福祉施設デイサービスセンター「茜の里」オープン。
１３年	１２月	農産物直売施設「ふれあい市場」オープン。
１６年	１２月	大和田支店　新築オープン。
１９年	３月	左入支店を加住支店に統合。
１９年	５月	横山支店と椚田支店を統合し、横山支店を椚田町に新築し移転。
２５年	３月	楢原支店を川口支店に統合。
	３月	大塚支店を由木支店に統合。
２８年	４月	八王子市農業協同組合となり３０周年を迎える。
３０年	１２月	デイサービスセンター茜の里事業終了。
令和　元年	９月	経済センター椚田店を経済センターに統合。
令和　２年	９月	経済センター加住店を経済センターに統合。
令和　３年	３月	夕やけ小やけふれあいの里直売所営業終了。
令和　４年	９月	経済センター元八王子店を経済センター川口店に統合。
令和　５年	２月	加住支店を大和田支店に統合。
	２月	恩美支店を元八王子支店に統合。
	２月	浅川支店を横山支店に統合。

８　店舗一覧

（令和5年3月31日 現在）

店　舗　名	郵便番号	住　　所	電話番号	ＡＴＭ設置台数
本店	193-0942	八王子市椚田町５８５－８	042-666-6511	
〃　情報センター	193-0942	八王子市椚田町５８５－８	042-666-6511	
大和田支店	192-0045	八王子市大和田町５－１５－３	042-642-8171	1
元八王子支店	193-0822	八王子市弐分方町７８５	042-625-1235	1
片倉支店	192-0914	八王子市片倉町４４４－１	042-635-5051	1
横山支店	193-0942	八王子市椚田町５８５－８	042-661-1340	1
川口支店	193-0801	八王子市川口町９０８	042-654-4055	2
由木支店	192-0372	八王子市下柚木４３５	042-676-8221	1
経済ｾﾝﾀｰ・ふれあい市場	192-0045	八王子市大和田町５－１５－３	042-642-3885	
園芸センター	193-0802	八王子市犬目町４７８－２	042-626-0431	
経済センター川口店	193-0801	八王子市川口町９０８	042-654-2411	

店舗外ＡＴＭ設置台数　　３ 台

９　特定信用事業代理業者の状況

（令和5年3月31日 現在）

該当する取引はありません。

○農協法において定められたディスクロージャー開示項目対比掲載ページ

組合単体ベースのディスクロージャー開示項目

Ⅰ　概況及び組織に関する事項

1　業務の運営の組織……92

2　理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名……91

3　事務所の名称及び所在地……94

4　特定信用事業代理業者に関する事項……94

Ⅱ　主要な業務の内容

5　主要な業務の内容……17～22

Ⅲ　主要な業務に関する事項

6　直近の事業年度における事業の概況……7～8

7　直近の5事業年度における主要な業務の状況

①経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)……56

②経常利益又は経常損失……56

③当期剰余金又は当期損失金……56

④出資金及び出資口数……56

⑤純資産額……56

⑥総資産額……56

⑦貯金等残高……56

⑧貸出金残高……56

⑨有価証券残高……56

⑩単体自己資本比率……56

⑪剰余金の配当の金額……56

⑫職員数……56

8　直近の2事業年度における事業の状況

①主要な業務の状況を示す指標……57～58

②貯金に関する指標……59

③貸出金等に関する指標……60～64

④有価証券に関する指標……66～69

Ⅳ　業務の運営に関する事項

9　リスク管理の体制……13～14

10　法令遵守の体制……14

11　中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況……11～12

12　苦情処理措置及び紛争解決措置の内容……15

Ⅴ　組合の直近の2事業年度における財産の状況

13　貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書……26～29 52

14　債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額

①破産更生債権及びこれらに準ずる債権……63

②危険債権……63

③三月以上延滞債権……63

④貸出条件緩和債権……63

⑤正常債権……63

15　元本補てん契約のある信託に係る債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額・合計額・正常債権の額　63

16　自己資本の充実の状況……76～88

17　次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

①有価証券……66～68

②金銭の信託……69

③デリバティブ取引……69

④金融等デリバティブ取引……69

⑤有価証券関連店頭デリバティブ取引……69

18　貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額……64

19　貸出金償却の額……64

20　会計監査人の監査を受けている旨……55